

4. 調査票の記入要領について

記入にあたっての留意事項

1. 公共工事設計労務単価は所定労働時間8時間当たりの単価を算出します。そのため、各労働者の所定労働時間を確認するため、就業規則等の提出をお願いします。
2. 職種の分類は調査結果に大きく影響する項目ですので、手引きを参照のもと、労働者の役割に対応した職種の入力をお願いします。
3. 各種手当てについてもれなく記載いただくよう
ご注意願います。
記載する際は、基準内と基準外に留意してください。

4. 調査票の記入要領について

職種番号の記入について

職種番号は、労務費調査の手引き 参考資料－3「調査対象職種の定義・作業内容」に参照の上、記入してください。

手引きP.76～97

参考資料－3 調査対象職種の定義・作業内容

P90～P91 「表3 職種分類の考え方」もご参照ください。

表2「運転労務適用職種一覧」

表1 調査対象職種の定義・作業内容

職種	<世話役・一般技能労働者・作業員の区分>	
	定義と作業内容	
01 特殊作業員	<一般技能労働者>	
	① 相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの ア. 軽機械（道路交通法第84条に規定する運転免許ならびに労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格および技能講習の修了を必要とせず、運転および操作に比較的熟練を要しないもの）を運転または操作して行う次の作業（P88～89表2「運転労務適用職種一覧参照」） イ. 機械重量 3t 未満のブルドーザ・トラクタ（クローラ型）・バックホウ（クローラ型） ・トラクタショベル（クローラ型）・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積み込みまたは運搬 ロ. 吊上げ重量 1t 未満のクローラクレーン、吊上げ重量 5t 未満のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 ハ. 機械重量 3t 未満の振動ローラ（自走式）、ランマー、タンバ等を運転または操作して行う土砂等の締固め ニ. 可搬式ミキサ、パイプレータ等を運転または操作して行うコンクリートの練上げおよび打設 ホ. ビックブレーカ等を運転または操作して行うコンクリート、舗装等のとりこわし ヘ. 動力草刈機を運転または操作して行う機械除草 ト. ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等の運転または操作 チ. コンクリートカッター、コアボーリングマシンの運転または操作 ブ. 人力による合材の敷均しおよび舗装面の仕上げ c. ダム工事において、グリズリホッパ、トリッパ付ベルトコンベア、骨材洗浄設備、振動スクリーン、二次・三次破碎設備、製砂設備、骨材運搬設備（調整ビン機械室）を運転または操作して行う骨材の製造、貯蔵または運搬 d. コンクリートポンプ車の筒先作業 ② その他、相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの ③ 除染工事において、上記の作業を行うもの 以下の職種との分類に注意してください。（P90表3③、④参照）	
02 普通作業員	03 軽作業員、14 運転手（特殊）、15 運転手（一般）、20 トンネル作業員	

（国土交通省 土木工事標準積算基準書（共通編）を参考に作成）

機 械 名	規 格	機械重量	運転手（特殊）	運転手（一般）	特 殊 作業員	摘 要
ブルドーザ	1t	-			○	
	3t以上	-	○			
	リッパ装置付	-	○			
レーキドーザ タイヤドーザ	3t級未満	-			○	
	3t級以上	-	○			
トラクタ	クローラ	3t級未満	-		○	
		3t級以上	-	○		
	ホイール	3t未満		○		
		3t以上	○			
スクレープドーザ スクレーパー モータスクレーパ	各 種	-	○			
バックホウ、クラムシェル ドラグライン	クローラ	山積0.08m ³ 級以下 （平積0.06m ³ ）	-		○	
		山積0.11m ³ 級以上 （平積0.08m ³ ）	-	○		
	ホイール	山積0.28m ³ 級以上 （平積0.2m ³ ）	-	○		
クローラローダ		山積0.25m ³ 級以下	-		○	
		山積0.4 m ³ 級以上	-	○		
ホイールローダ		山積0.4 m ³ 級以下	-		○	
		山積0.5 m ³ 級以上	-	○		

職種番号の記入について

職種番号は、労務費調査の手引き 参考資料－3「調査対象職種の定義・作業内容」に参照の上、記入してください。

手引きP.76～97

表3 職種分類の考え方

① 「世話役」、「一般技能労働者」、「世話役・一般技能労働者」	
「世話役」、「一般技能労働者」、「世話役・一般技能労働者」として相当程度の技能等を有する労働者は、「作業員（02普通作業員、03軽作業員、20トンネル作業員）」には分類しないでください。	
② 01特殊作業員と他の「世話役」、「一般技能労働者」、「世話役・一般技能労働者」	
01特殊作業員以外の「世話役」、「一般技能労働者」、「世話役・一般技能労働者」に該当する職種の作業に従事した方は、付随して01特殊作業員の作業を行った場合でも01特殊作業員には分類せずに、他の「世話役」、「一般技能労働者」、「世話役・一般技能労働者」の職種に分類してください。	
③ 01特殊作業員及び「作業員」	
01 特殊作業員	軽機械の運転・操作や重労働を伴う作業を主体的に行う技能労働者は、01特殊作業員に分類してください。
02 普通作業員	主として人力による作業で、重労働を伴わない作業に従事する方は、02普通作業員に分類してください。
03 軽作業員	工事現場の清掃、後片付け等、主として人力による軽易かつ軽度の補助作業に従事する方は、03軽作業員に分類してください。
20 トンネル作業員	常圧の（圧気されていない）坑内において、一般の工事現場における02普通作業員に相当する方は、20トンネル作業員に分類してください。
④ オペレータ関係職種（P87～88 表2「運転労務適用職種一覧」参照）	
01 特殊作業員	運転免許等を要しない軽機械の運転・操作に従事する方は、01特殊作業員に分類してください。
14 運転手（特殊）	大型特殊免許等を要する重機械の運転・操作に従事する方は、14運転手（特殊）に分類してください。
15 運転手（一般）	主として路上を通行する車両等の運転に従事する方は、15運転手（一般）に分類してください。

世話役、一般技能労働者、作業員の分類について

項目	説明等
世話役	「…について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの」等 「世話役」が設けられている職種では、個々の労働者を「世話役」と「一般技能労働者」のどちらに分類するかの判断を、以下の基準に従って行ってください。 - 一般技能労働者等の作業分担及び作業内容の指示、指導、監督等の世話役業務にのみ従事する労働者の場合は、世話役に分類します。 - 一般技能労働者等の作業内容に該当する作業も自らが行うが、率いている班等に所属する一般技能労働者等についての世話役業務の方が重要である労働者の場合は、世話役に分類します。 - 世話役業務を日常的には行っていないか、行っているとしても労働時間の管理等に限られており、世話役業務の方が従となっている（例えば、自己の出来高の方が世話役業務より重要である）労働者の場合は、一般技能労働者等に分類します。
一般技能労働者 又は世話役・一般技能労働者	「…について相当程度の技能を有し、…について主体的業務を行うもの」等 相当程度の技能を有する労働者を「02 普通作業員、03 軽作業員、20 トンネル作業員」に分類しないでください。
作業員	「各種作業についての補助的業務を行うもの」等

■ 複数職種の作業を行っていた労働者の分類

調査対象期間（1ヶ月間）に複数職種の作業を行っていた労働者の分類場合は、原則として、本来の技能（技能労働者と作業員を兼務した場合は技能労働者とする等）や、調査対象工事において主に従事したと認められる作業内容（従事した日数がより長い等）に基づき、該当する職種を判断してください。

4. 調査票の記入要領について

工種と職種の対応関係について (1)

工事内容と職種の対応関係は以下のとおりです。

	土木関係職種	潜かん 関係職種	橋りょう 関係職種	建築専門関係職種	塗装 関係職種
世話役	25 土木一般世話役	17 潜かん 世話役	24 橋りょう 世話役	34 大工 35 左官 36 配管工 37 はつり工 38 防水工 39 板金工 40 タイル工 41 サッシ工 42 屋根ふき工	43 内装工 44 ガラス工 45 建具工 46 ダクト工 47 保温工 48 建築 ブロック工 49 設備機械工
一般技能 労働者	12 塗装工 23 橋りょう 塗装工	16 潜かん工	22 橋りょう 特殊工		
作業員	01 特殊作業員 04 造園工 05 法面工 06 とび工 07 石工 08 ブロック工 09 電工 10 鉄筋工 11 鉄骨工 13 溶接工 14 運転手 (特殊) 15 運転手 (一般) 18 さく岩工 31 山林砂防工 32 軌道工 33 型わく工 02 普通作業員 03 軽作業員				

4. 調査票の記入要領について

工種と職種の対応関係について (2)

工事内容と職種の対応関係は以下のとおりです。

	トンネル 関係職種	港湾 関係職種	潜水 関係職種	交通 誘導員
世話役	21 トンネル 世話役	26 高級船員	28 潜水土 29 潜水連絡員	50 交通誘導 警備員A
一般技能 労働者	19 トンネル 特殊工	27 普通船員	30 潜水送気員	51 交通誘導 警備員B
作業員	20 トンネル 作業員			

4. 調査票の記入要領について

作業員関係職種

	特殊作業員	普通作業員	軽作業員
作業内容	① 相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主体的業務を行うもの a. 軽機械を運転または操作して行う作業 イ 機械重量3t未満のブルドーザ、バックホウ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積み込みまたは運搬 ロ 吊上げ重量1t未満のクローラークレーン等を運転または操作して行う資材等の運搬 ハ 機械重量3t未満の振動ローラ等を運搬または操作して行う土砂等の締固め ニ バイブレータ等を運転または操作して行うコンクリートの練上げおよび打設 ホ ビックブレーカ等を運転または操作して行うコンクリート、舗装等のとりこわし ヘ 動力草刈機を運転または操作して行う機械除草 ト ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等の運転または操作 チ コンクリートカッター、コアボーリングマシンの運転または操作 b. 人力による合材の敷均しおよび舗装面の仕上げ c. ダム工事において骨材製造装置を運転又は操作して行う骨材の製造、貯蔵または運搬 d. コンクリートポンプ車の筒先作業 ② その他、相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの ③ 除染工事において、上記の作業を行うもの	① 普通の技能および肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業を行うもの a. 人力による土砂等の掘削、積み込み、運搬、敷均し等 b. 人力による資材等の積み込み、運搬、片付け等 c. 人力による小規模な作業（たとえば、標識、境界ぐい等の設置） d. 人力による芝はり作業（公園等の苑地を築造する工事における芝はり作業について主体的業務を行うものを除く。） e. 人力による除草 f. ダム工事での骨材の製造、貯蔵または運搬における人力による木根、不良鉱物等の除去 ② その他、普通の技能および肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの ③ 除染工事において、上記の作業を行うもの	① 主として人力による軽易な次の作業を行うもの a. 軽易な清掃または後片付け b. 公園等における草むしり c. 軽易な散水 d. 現場内の軽易な小運搬 e. 準備測量、出来高管理等の手伝い f. 仮設物、安全施設等の小物の設置または撤去 g. 品質管理のための試験等の手伝い ② その他、各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行うもの

4. 調査票の記入要領について

オペレーター関係職種

	特殊作業員	運転手（特殊）	運転手（一般）
作業内容	① 相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主体的業務を行うもの a. 軽機械を運転または操作して行う作業 イ 機械重量3t未満のブルドーザ、バックホウ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 ロ 吊上げ重量1t未満のクローラクレーン等を運転または操作して行う資材等の運搬 ハ 機械重量3t未満の振動ローラ等を運搬または操作して行う土砂等の締固め ニ バイブレータ等を運転または操作して行うコンクリートの練上げおよび打設 ホ ピックブレーカ等を運転または操作して行うコンクリート、舗装等のとりこわし ヘ 動力草刈機を運転または操作して行う機械除草 ト ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等の運転または操作 チ コンクリートカッタ、コアボーリングマシンの運転または操作 b. 人力による合材の敷均しおよび舗装面の仕上げ c. ダム工事において骨材製造装置を運転又は操作して行う骨材の製造、貯蔵または運搬 d. コンクリートポンプ車の筒先作業 ② その他、相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの ③ 除染工事において、上記の作業を行うもの	① 重機械の運転および操作について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 機械重量3t以上のブルドーザ、バックホウ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 b. 吊上げ重量1t以上のクレーン装置付トラック・クローラクレーン・トラッククレーン等を運転または操作して行う資材等の運搬 c. ロードローラ、タイヤローラ、機械重量3t以上の振動ローラ（自走式）等を運搬または操作して行う土砂等のかさならしまたは締固め d. コンクリートフィニッシャ、アスファルトフィニッシャ等を運転または操作して行う路面等の舗装 e. 杭打機を運転または操作して行う杭、矢板等の打込みまたは引抜き f. 路面清掃車、除雪車等の運転または操作 g. コンクリートポンプ車の運転または操作（筒先作業は除く） ② 除染工事において、上記の作業を行うもの	① 運転免許（大型免許、中型免許、普通免許等）を有し、主として機械を運転または操作して作業を行うもの a. 資機材の運搬のための貨物自動車の運転 b. もっぱら路上を運行して作業を行う散水車、ガードレール清掃車等の運転 c. 機械重量3t未満のトラクタ（ホイール型）・トラクタショベル（ホイール型）・バックホウ（ホイール型）等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 d. 吊上げ重量1t 未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転または操作して行う資材等の運搬 e. アスファルトディストリビュータを運転または操作して行う乳剤の散布 f. 路面清掃車、除雪車等の運転または操作 ② 除染工事において、上記の作業を行うもの

4. 調査票の記入要領について

造園関係職種

	職種	定義と内容
04	造園工	造園工事 について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの ① 樹木の植栽または維持管理 ② 公園、庭園、緑地等の苑地を築造する工事における次の作業 a. 芝等の地被類の植付け b. 景石の据付け c. 地ごしらえ d. 園路または広場の築造 e. 池または流れの築造 f. 公園設備の設置 ③ 除染工事において、上記の作業を行うもの
07	石工	石材の加工等 について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 石材の加工 b. 石積みまたは石張り c. 構造物表面のはつり仕上げ
08	ブロック工	ブロック工事 について相当程度の技能を有し、積ブロック、張ブロック、連節ブロック、舗装用平板等の積上げ、布設等の作業について主体的業務を行うもの（48 建築ブロック工に該当するものを除く。）
48	建築ブロック工	建築ブロック工事 について相当程度の技能を有し、建築物の躯体および帳壁の築造または改修のために、空洞コンクリートブロック、レンガ等の積上げおよび目地塗作業に従事するもの（08 ブロック工 に該当するものを除く。）

高所・中空作業関係（1）

	職種	定義と内容
05	法面工	<u>法面工事</u>について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. モルタルコンクリート吹付機または種子吹付機の運転 b. 高所・急勾配法面における、ピックハンマ、ブレーカによる法面整形または金網・鉄筋張り作業 c. モルタルコンクリート吹付け、種子吹付け等の法面仕上げ
06	とび工	① <u>高所・中空における作業</u>について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 足場または支保工の組立、解体等（コンクリート橋または鋼橋の桁架設に係るものを除く。） b. 木橋の架設等 c. 杭、矢板等の打ち込みまたは引き抜き（杭打機の運転を除く。） d. 仮設用エレベーター、杭打機、ウインチ、索道等の組立、据付、解体等 e. 重量物（大型ブロック、大型覆工板等）の捲揚げ、据付け等（クレーンの運転を除く。） f. 鉄骨材の捲揚げ（クレーンの運転を除く。） ② 除染工事において、上記の作業を行うもの

高所・中空作業関係（2）

	職種	定義と内容
11	鉄骨工	<u>鉄骨の組立</u>について相当程度の技能を有し、鉄塔、鉄柱、高層建築物等の建設における鉄骨の組立、H. T. ボルト締めまたは建方および建方合番（相番）作業について主体的業務を行うもの （工場製作に従事するものおよび鋼橋の桁架設における作業、鉄骨の組立に必要な足場もしくは支保工の組立、解体等または鉄骨材の捲揚げ作業に従事するものを除く。）
22	橋りょう特殊工	<u>橋りょう関係の作業</u>について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業（工場製作に係るものおよび工場内における仮組立に係るものを除く。）について主体的業務を行うもの a. PC橋の製作のうち、グラウト、シースおよびケーブルの組立、緊張、横締め等 b. コンクリート橋または鋼橋の桁架設および桁架設用仮設備の組立、解体、移動等 c. コンクリート橋または鋼橋の桁架設に伴う足場、支保工等の組立、解体等

- ・ 高所、急勾配法面において金網・鉄筋張り作業等に従事する方は、05 法面工 に分類してください。
- ・ 高所・中空において、05法面工、11鉄骨工及び22橋りょう特殊工の作業内容以外の一般的な作業に従事する方は、06 とび工 に分類してください。
- ・ 鉄骨構造物（鋼橋を除く）の建設現場において、鉄骨の組立等に従事する方は、11 鉄骨工 に分類してください。
- ・ コンクリート橋または鋼橋の建設現場において、桁架設に係る作業に従事する方は、22 橋りょう特殊工 に分類してください。

4. 調査票の記入要領について

電気・鉄工関係

	職種	定義と内容
09	電工	<u>電気工事</u>について相当程度の技能かつ必要な資格を有し、建物ならびに屋外における、受電設備、変電設備、配電線路、電力設備、発電設備、通信設備等の工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 配線器具、照明器具、発電機、通信機器、盤類等の取付け、据付けまたは撤去 b. 電線、電線管等の取付け、据付けまたは撤去
10	鉄筋工	<u>鉄筋の加工組立</u>について相当程度の技能を有し、鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立、結束等について主体的業務を行うもの
11	鉄骨工	<u>鉄骨の組立</u>について相当程度の技能を有し、鉄塔、鉄柱、高層建築物等の建設における鉄骨の組立、H. T. ボルト締めまたは建方および建方合番（相番）作業について主体的業務を行うもの （工場製作に従事するものおよび鋼橋の桁架設における作業、鉄骨の組立に必要な足場もしくは支保工の組立、解体等または鉄骨材の捲揚げ作業に従事するものを除く。）
13	溶接工	<u>溶接作業</u>について相当程度の技能を有し、酸素、アセチレンガス、水素ガス、電気その他の方法により、鋼杭、鋼矢板、鋼管、鉄筋等の溶接（ガス圧接を含む。）または切断について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものを除く。）

4. 調査票の記入要領について

坑内作業関係

	職種	定義と内容
16	潜かん工	<u>加圧された密室内における作業について</u> 相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、潜かんまたはシールド（圧気）内において土砂の掘削、運搬等の作業を行うもの
17	潜かん世話役	<u>加圧された密室内における作業について</u> 相当程度の技術を有し、潜かん工事またはシールド工事（圧気）についてもっぱら指導的な業務を行うもの
19	トンネル特殊工	<u>トンネル坑内における作業について</u> 相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 爆薬およびさく岩機を使用する爆破掘削 b. 支保工の建込、維持、点検等 c. アーチ部、側壁部およびインバートのコンクリート打設等 d. ずり積込機、バッテリーカー、機関車等の運転等 e. アーチ部および側壁部型わくの組立、取付け、除去等 f. シールド工事（圧気を除く。）における各種作業
20	トンネル作業員	<u>トンネル坑内における作業について</u> 普通の技能および肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として人力による次に掲げる作業を行うもの a. 各種作業についての補助的業務 b. 人力による資材運搬等 c. シールド工事（圧気を除く。）における各種作業についての補助的業務
21	トンネル世話役	<u>トンネル坑内における作業について</u> 相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの

4. 調査票の記入要領について

橋りょう関係職種

	職種	定義と内容
22	橋りょう特殊工	<u>橋りょう関係の作業</u> について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業（工場製作に係るものおよび工場内における仮組立に係るものを除く。）について主体的業務を行うもの a. PC橋の製作のうち、グラウト、シースおよびケーブルの組立、緊張、横締め等 b. コンクリート橋または鋼橋の桁架設および桁架設用仮設備の組立、解体、移動等 c. コンクリート橋または鋼橋の桁架設に伴う足場、支保工等の組立、解体等
24	橋りょう世話役	<u>橋りょう関係の作業</u> について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（工場内作業を除く。）

軌道工事関係

	職種	定義と内容
32	軌道工	<u>軌道工事および軌道保守</u> について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用してレールの軌間、高低、通り、平面性等を限度内に修正保守する作業 b. 新線建設等において、レール、枕木、バラスト等を運搬配列して、軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用して軌道を構築する作業

4. 調査票の記入要領について

塗装関係職種

	職種	定義と内容
12	塗装工	<u>塗装作業</u> について相当程度の技能を有し、塗料、仕上塗材、塗り床等の塗装材料を用い、各種工法による塗装作業（塗装のための下地処理を含む。）について主体的業務を行うもの（塗装作業上必要となる足場の組立または解体に従事するもの、舗装面の仕上げに従事するものおよび 23 橋りょう塗装工 に該当するものを除く。）
23	橋りょう塗装工	<u>橋りょう等の塗装作業</u> について相当程度の技能を有し、橋りょう、水門扉等の塗装、ケレン作業等（工場内を含む）について主体的業務を行うもの

岩掘削関係

	職種	定義と内容
18	さく岩工	<u>岩掘削作業</u> について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、爆薬およびさく岩機を使用する岩石の爆破掘削作業（坑内作業を除く。）について主体的業務を行うもの

4. 調査票の記入要領について

土木全体

	職種	定義と内容
25	土木一般世話役	① 土木工事および重機械の運転または操作について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの (17 潜かん世話役、21 トンネル世話役または24 橋りょう世話役に該当するものを除く。) ② 除染工事において、上記の作業を行うもの

4. 調査票の記入要領について

大工関係職種

	職種	定義と内容
33	型わく工	<u>木工事について</u> 相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 木製型わく（メタルフォームを含む。）の製作、組立て、取付け、解体等（坑内作業を除く。） b. 木坑、木橋等の仕揃え等
34	大工	<u>大工工事について</u> 相当程度の技能を有し、家屋等の築造、屋内における造作等の作業について主体的業務を行うもの

- ・ 合板製のコンクリート型枠の製作等を行う型枠大工は、33 型わく工に分類してください。
- ・ 木造家屋の築造、屋内作業における造作等に従事する造作大工は、34 大工 に分類してください。
（宮大工等の特殊な大工は、調査対象外としてください）

4. 調査票の記入要領について

建築関係職種（1）

	職種	定義と内容
35	左官	<u>左官工事</u> について相当程度の技能を有し、土、モルタル、プラスター、漆喰、人造石等の壁材料を用いての壁塗り、吹き付け等の作業について主体的業務を行うもの
37	はつり工	<u>はつり作業</u> について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの（建築物を対象とするものに限る。） a. コンクリート、石れんが、タイル等の建築物壁面のはつり取り（はつり仕上げを除く。） b. 建築物の床または壁の穴あけ
38	防水工	① 防水工事について相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、シーリング材等による屋内、屋外、屋根または地下の床、壁等の防水作業について主体的業務を行うもの ② 除染工事において、上記の作業を行うもの
39	板金工	板金作業について相当程度の技能を有し、金属薄板の切断、屈曲、成型、接合等の加工および組立・取付作業ならびに金属薄板による屋根ふき作業について主体的業務を行うもの（46 ダクト工 に該当するものを除く。）
40	タイル工	<u>タイル工事</u> について相当程度の技能を有し、外壁、内壁、床等の表面のタイル張付けまたは目地塗の作業について主体的業務を行うもの
41	サッシ工	<u>サッシ工事</u> について相当程度の技能を有し、金属製建具の取付作業について主体的業務を行うもの

4. 調査票の記入要領について

建築関係職種（2）

	職種	定義と内容
42	屋根ふき工	<u>屋根ふき作業</u> について相当程度の技能を有し、瓦ふき、スレートふき、土居ふき等の屋根ふき作業またはふきかえ作業について主体的業務を行うもの（39 板金工に該当するものを除く。）
43	内装工	<u>内装工事</u> について相当程度の技能を有し、ビニル床タイル、ビニル床シート、カーペット、フローリング、壁紙、石こうボードその他ボード等の内装材料を床、壁もしくは天井に張り付ける作業またはブラインド、カーテンレール等を取り付ける作業について主体的業務を行うもの
44	ガラス工	<u>ガラス工事</u> について相当程度の技能を有し、各種建具のガラスはめ込み作業について主体的業務を行うもの
45	建具工	<u>建具工事</u> について相当程度の技能を有し、戸、窓、枠等の木製建具の製作・加工及び取付作業に従事するもの
46	ダクト工	<u>ダクト工事</u> について相当程度の技能を有し、金属・非金属の薄板を加工し、通風ダクトの製作および取付作業に従事するもの（39 板金工に該当するものを除く。）
47	保温工	<u>保温工事</u> について相当程度の技能を有し、建築設備の機器、配管及びダクトに保温（保冷、防露、断熱等を含む。）材を装着する作業に従事するもの
48	建築ブロック工	<u>建築ブロック工事</u> について相当程度の技能を有し、建築物の躯体および帳壁の築造または改修のために、空洞コンクリートブロック、レンガ等の積上げおよび目地塗作業に従事するもの（08 ブロック工 に該当するものを除く。）

4. 調査票の記入要領について

機械設備関係職種

	職種	定義と内容
49	設備機械工	機械設備工事について相当程度の技能を有し、冷凍機、送風機、ボイラー、ポンプ、エレベーター等の大型重量機器の据付け、調整または撤去作業について主体的業務を行うもの
36	配管工	配管工事について相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 配管ならびに管の撤去 b. 金属・非金属製品（管等）の加工および装着 c. 電触防護

- ・ 冷凍機等の大型重量機器の据付け等の作業に従事した方は、付随して配管作業に従事した場合でも、49 機械設備工に分類してください。
- ・ もっぱら配管作業に従事した方は、36 配管工に分類してください。

4. 調査票の記入要領について

潜水関係職種

	職種	定義と内容
28	潜水土	<u>潜水土免許を有し</u> 、海中の建設工事等のため、潜水器を用いかつ空気圧縮機による送気を受けて海面下で作業を行うもの
29	潜水連絡員	<u>潜水土との連絡等</u> を行うもので次に掲げる業務等を行うもの a. 潜水土と連絡して、潜降および浮上を適正に行わせる業務 b. 潜水送気員と連絡し、所要の送気を行わせる業務 c. 送気設備の故障等により危害のおそれがあるとき直ちに潜水土に連絡する業務
30	潜水送気員	潜水土への <u>送気の調節を行うための弁またはコックを操作する業務等</u> を行うもの

- ヘルメットまたはマスクを装着し、かつホースにより船上等から送気を受ける送気式により潜水し海中で作業を行う方は、28 潜水土 に分類してください。
自給気式（アクアラング式）と送気式を併用して海中で作業を行っていた方も、28 潜水土 に分類してください。
なお、ホースによる送気を受けず、自給気式（アクアラング式）のみにより水中作業を行っていた方は、調査の対象外としてください。
- 28 潜水土 に該当する労働者が交互に 29 潜水連絡員 または 30 潜水送気員 の業務を行っていた場合は、全員を 28 潜水土 に分類してください。

4. 調査票の記入要領について

港湾関係職種

	職種	定義と内容
26	高級船員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を除く。）の <u>各部門の長または統括責任者</u> をいい、次に掲げる職名を標準とする。 船長、機関長、操業長等（各会社が俗称として使用している水夫長、甲板長等を除く。）
27	普通船員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を含む。）の船員で、 <u>高級船員以外</u> のもの

4. 調査票の記入要領について

山地治山工事における職種

	職種	定義と内容
31	山林砂防工	<u>山林砂防工事</u>について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、山地治山砂防工事（主として山間遠かく地の急傾斜地または狭隘な谷間における作業）に従事し、主として次に掲げる作業を行うもの a. 人力による崩壊地の法切、階段切付け、土石の掘削・運搬、構造物の築造等 b. 人力による資材の積込み、運搬、片付け等 c. 簡易な索道、足場等の組立、架設、撤去等 d. その他各作業について必要とされる関連業務
02	普通作業員	①普通の技能および肉体的条件を有し、人力による作業を行うもの ②その他、普通の技能および肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの

- ・ 山地治山工事に従事した方のうち、下記の 02 普通作業員 に該当しない方は、31 山林砂防工に分類してください。
- ・ 山地治山工事に従事した方のうち、主として次の条件のいずれかを満たす工事または作業に従事した方に限り、02普通作業員に分類してください。
 - ア) 苗木運搬、植栽、下刈、雪起し、伐採、本数調整伐、枝落し、施肥等の保育作業
 - イ) 車道または歩道の開設・改良工事
 - ウ) 以下の条件のいずれにも該当しない工事
 - a. 斜面勾配が概ね30%以上の箇所
 - b. 運搬距離が概ね100m以上のケーブルクレーンを仮設した箇所
 - c. コンクリートを現場練りとした箇所
 - d. 山泊を必要とした箇所

4. 調査票の記入要領について

交通誘導警備員

	職種	定義と内容
50	交通誘導員 A	① 警備業者の警備員（警備業法第2 条第4 項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1 条第4 号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員 なお、下線部のとおり交通誘導員 A に分類されるためには、資格を有しているだけでなく、配置義務のある現場に従事している必要がありますので、分類に注意してください。（配置義務のある現場以外に従事している有資格者は交通誘導警備員 B となります。） ② 除染工事において、上記の作業を行うもの
51	交通誘導員 B	① 警備業者の警備員で、交通誘導警備員 A 以外の交通の誘導に従事するもの ② 除染工事において、上記の作業を行うもの

4. 調査票の記入要領について

R5→R6 調査表の変更箇所①

様式－1において、法定福利費控除額の雇用保険金額の記入欄に「万」の桁を追加。

様式－1 賃金調査表

年間労働日数									実物給与	法定福利費控除額（被保険者(本人)負担額）																					
所定内			有給休暇			育児休業 取得日数				雇用保険					健康保険 (介護保険料含む)					年金保険 (基金含む)											
百	十	日	十	日		百	十	日	万	千	百	十	円	種別	万	千	百	十	円	種別	万	千	百	十	円	種別	万	千	百	十	円
130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161
-	-	-																													
-	-	-																													
-	-	-																													
-	-	-																													
-	-	-																													
-	-	-																													

【桁の追加】
R5年度 4桁
R6年度 5桁

【桁の追加】
R5年度 4桁
R6年度 5桁

4. 調査票の記入要領について

R5→R6 調査表の変更箇所②

様式1-1において、資格の取得状況の回答項目が8つから7つに削減。

様式-1-1 補足調査表

イニシャル	番号	様式－1 の 職種番号	資格の取得状況 (様式－1の職種に対応する資格) を左詰めで記入								複数職種の兼務状況 (様式－1の職種以外 の兼務があれば、 その職種番号を最大5職種まで記入)									
			175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	
	1		0							0	0									
	2		0								0									
	3		0							0										
	4		0																	
	5		0																	

【カラム（列）の削除】
R5年度 8つ

【カラム (列) の削除】
R5年度 8つ
R6年度 7つ

4. 調査票の記入要領について

様式の入力方法について

調査票エクセルには、入力用シート（黄緑色）と提出用シート（青色）があります。

入力内容は自動的に反映

入力はすべて入力用シートに行ってください。
自動的に提出用シートに入力内容が反映されます

入力用シート

提出用シート

機能説明 入力1 入力1-1 入力2 入力3 提出(様式1) 提出(様式1-1) 提出(様式2) 提出(様式3)

機能説明 入力1 入力1-1 入力2 入力3 提出(様式1) 提出(様式1-1) 提出(様式2) 提出(様式3)

提出する際には、提出用シートを印刷してご提出してください。（必要ページ数を指定して印刷）

早見表と調査の手引きについて

記入にあたっては「早見表」と「調査の手引き」を参照ください。

調査の手引き

公共事業労務費調査の手引き

令和 年10月

公共事業業務費調査連絡協議会

早見表

様式-1 公共事業労務費調査・賃金調査票
【令和 年10月調査】

＜様式－１＞

發注機關名稱

※ 工事番号	

--	--

調査対象月	月
貸金計算 期 間	月 日から 10 月 日まで
上記期間の 貸金支払日	月 日

元 請 ・ 下 請 の 別	0
------------------	---

※ 記入欄	工事施工地名 及びコード番号	
	発注機関 名	
	立会者	

早見表

記入方法が
記載されている

P. 46

調査の手引き

「調査の手引き」
の参照ページが
記載されている

[illegible]

6~47参照

索引 49 参照

[illegible]

表①「就労形態」

表②「給与形態」

表③「在留資格」

4. 調査票の記入要領について

様式－1 賃金調査票

1) 賃金計算期間、元請・下請の別

様式－1 公共事業労務費調査・賃金調査票
【令和6年10月調

調査対象月	10月
賃金計算期間	9月21日から 10月20日まで
上記期間の賃金支払日	10月23日

元請・下請の別	0:元請 1~9:1~9次下請
---------	--------------------

○「調査対象月」

調査対象月を記入してください。
※10月の調査対象期間中に調査対象工事に従事していた場合、10月が調査対象月となるため、「10月」と記入してください。
また、10月の調査対象期間中に調査対象工事に従事せず、9月の調査対象期間中に調査対象工事に従事し、かつP48の表「職種番号」のうち、*印の38職種に該当する建設労働者は、9月が調査対象月となるため、「9月」と記入してください。

なお、9月分と10月分の調査票(様式-1、2、3、1-1)はそれぞれ分けて作成してください。

○「賃金計算期間」

会社が定めている賃金計算期間(始まりの月日と終わりの月日)を下表①「調査対象月」「賃金計算期間」に従って記入してください。

○「上記期間の賃金支払日」

記入した調査の対象となる「賃金計算期間」について、会社が定めている賃金支払日(月日)を記入してください。

- (注)
- 賃金支払日が1か月に2回以上あった場合は、その最初と最後の月日を2段書きで記入して下さい。
 - 遅払いの場合は、1か月の所定労働日数に換算して扱ってください。
 - 月給者と日給者で支払日が異なる場合は2段書きで記入してください。

番号	イニシャル	番号	元請・下請の別
1	NI (日給制の場合)	1	元請 → 「0」 1次下請 → 「1」 2次下請 → 「2」 3次下請 → 「3」 ・ ・ ・
2	GJ (月給制の場合)	2	8次下請 → 「8」 9次下請以降 → 「9」
3	DS (出来高給制の場合)	3	一人親方は、請負契約を結んだ企業の下請として、次数を記入してください。
4	HS (変形労働時間制(準単位)の場合)	4	例) 二次下請企業と請負契約の一人親方 → 「3」を記入
5	HG (変形労働時間制(準単位)の場合)	5	

労働時間	出来高給
時間外	百 十 万 千 百 十 円
百 + 時	百 十 万 千 百 十 円
66 67 68	66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76
1 5	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
1 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
1 2	6 6 0 0 0 0 0 0 0 0 0
1 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0

手引きP.45

調査対象月	10月
賃金計算期間	9月21日から 10月20日まで
上記期間の賃金支払日	10月23日

表①「調査対象月」「賃金計算期間」

調査の別	記入する賃金期間
調査対象月：10月	10月1日～31日の間に締切日のある賃金計算期間(1か月間)
調査対象月：9月	9月1日～30日の間に締切日のある賃金計算期間(1か月間)

表②「賃金支払事業主建設業許可番号」

都道府県名	番号	都道府県名	番号
北海道	00	岩手県	08
青森県	01	宮城県	09
秋田県	02	福島県	10
山形県	03	茨城県	11
福島県	04	栃木県	12
宮城県	05	群馬県	13
岩手県	06	埼玉県	14
山形県	07	千葉県	15
福島県	08	東京都	16
宮城県	09	神奈川県	17
岩手県	10	山梨県	18
山形県	11	長野県	19
福島県	12	新潟県	20
宮城県	13	富山県	21
岩手県	14	石川県	22
山形県	15	福井県	23
福島県	16	岐阜県	24
宮城県	17	静岡県	25
岩手県	18	愛知県	26
山形県	19	三重県	27
福島県	20	滋賀県	28
宮城県	21	京都府	29
岩手県	22	大阪府	30
山形県	23	奈良県	31
福島県	24	和歌山県	32
宮城県	25	鳥取県	33
岩手県	26	島根県	34
山形県	27	岡山県	35
福島県	28	広島県	36
宮城県	29	山口県	37
岩手県	30	徳島県	38
山形県	31	香川県	39
福島県	32	高知県	40
宮城県	33	福岡県	41
岩手県	34	佐賀県	42
山形県	35	長崎県	43
福島県	36	熊本県	44
宮城県	37	大分県	45
岩手県	38	宮崎県	46
山形県	39	鹿児島県	47
福島県	40	沖縄県	48

4. 調査票の記入要領について

様式-1 賃金調査票

2) 社会保険等、法定福利費等 (15~43)

国道〇〇号線△△地区工事その1

〇〇建設株式会社
〇〇株式会社〇〇工務店
〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇〇〇市〇〇〇〇町〇〇-〇
48-66 〇〇〇〇
帳 つけ代

国土交通大臣 知事 許可(特-20)第 15 16 17 18 19 20 号 1 2 3 2 8

※適用単価 7 ※週休2日種類 8 ※週休2日発注方式 9 ※調査方式 10 CCUS 工事 11 ※見積り専任工事 12

※国民健康保険組合、組合管掌健康保険組合を含みます

事業所の社会保険加入状況
雇用保険 健康保険 厚生年金
21 22 23
1 1 1

法定福利費の内訳明細
見積書 請負代金内訳書
24 25
2 2

年間所定労働日数
26 27 28
2 6 1

※金額 金 額 工 賃 扶 社 会 事 業 所 法 人・個人 前 回 対 象
29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43
1 2 1 2

※金額 金 額 工 賃 扶 社 会 事 業 所 法 人・個人 前 回 対 象
44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000 1001 1002 1003 1004 1005 1006 1007 1008 1009 1010 1011 1012 1013 1014 1015 1016 1017 1018 1019 1020 1021 1022 1023 1024 1025 1026 1027 1028 1029 1030 1031 1032 1033 1034 1035 1036 1037 1038 1039 1040 1041 1042 1043 1044 1045 1046 1047 1048 1049 1050 1051 1052 1053 1054 1055 1056 1057 1058 1059 1060 1061 1062 1063 1064 1065 1066 1067 1068 1069 1070 1071 1072 1073 1074 1075 1076 1077 1078 1079 1080 1081 1082 1083 1084 1085 1086 1087 1088 1089 1090 1091 1092 1093 1094 1095 1096 1097 1098 1099 1100 1101 1102 1103 1104 1105 1106 1107 1108 1109 1110 1111 1112 1113 1114 1115 1116 1117 1118 1119 1120 1121 1122 1123 1124 1125 1126 1127 1128 1129 1130 1131 1132 1133 1134 1135 1136 1137 1138 1139 1140 1141 1142 1143 1144 1145 1146 1147 1148 1149 1150 1151 1152 1153 1154 1155 1156 1157 1158 1159 1160 1161 1162 1163 1164 1165 1166 1167 1168 1169 1170 1171 1172 1173 1174 1175 1176 1177 1178 1179 1180 1181 1182 1183 1184 1185 1186 1187 1188 1189 1190 1191 1192 1193 1194 1195 1196 1197 1198 1199 1200 1201 1202 1203 1204 1205 1206 1207 1208 1209 1210 1211 1212 1213 1214 1215 1216 1217 1218 1219 1220 1221 1222 1223 1224 1225 1226 1227 1228 1229 1230 1231 1232 1233 1234 1235 1236 1237 1238 1239 1240 1241 1242 1243 1244 1245 1246 1247 1248 1249 1250 1251 1252 1253 1254 1255 1256 1257 1258 1259 1260 1261 1262 1263 1264 1265 1266 1267 1268 1269 1270 1271 1272 1273 1274 1275 1276 1277 1278 1279 1280 1281 1282 1283 1284 1285 1286 1287 1288 1289 1290 1291 1292 1293 1294 1295 1296 1297 1298 1299 1300 1301 1302 1303 1304 1305 1306 1307 1308 1309 1310 1311 1312 1313 1314 1315 1316 1317 1318 1319 1320 1321 1322 1323 1324 1325 1326 1327 1328 1329 1330 1331 1332 1333 1334 1335 1336 1337 1338 1339 1340 1341 1342 1343 1344 1345 1346 1347 1348 1349 1350 1351 1352 1353 1354 1355 1356 1357 1358 1359 1360 1361 1362 1363 1364 1365 1366 1367 1368 1369 1370 1371 1372 1373 1374 1375 1376 1377 1378 1379 1380 1381 1382 1383 1384 1385 1386 1387 1388 1389 1390 1391 1392 1393 1394 1395 1396 1397 1398 1399 1400 1401 1402 1403 1404 1405 1406 1407 1408 1409 1410 1411 1412 1413 1414 1415 1416 1417 1418 1419 1420 1421 1422 1423 1424 1425 1426 1427 1428 1429 1430 1431 1432 1433 1434 1435 1436 1437 1438 1439 1440 1441 1442 1443 1444 1445 1446 1447 1448 1449 1450 1451 1452 1453 1454 1455 1456 1457 1458 1459 1460 1461 1462 1463 1464 1465 1466 1467 1468 1469 1470 1471 1472 1473 1474 1475 1476 1477 1478 1479 1480 1481 1482 1483 1484 1485 1486 1487 1488 1489 1490 1491 1492 1493 1494 1495 1496 1497 1498 1499 1500 1501 1502 1503 1504 1505 1506 1507 1508 1509 1510 1511 1512 1513 1514 1515 1516 1517 1518 1519 1520 1521 1522 1523 1524 1525 1526 1527 1528 1529 1530 1531 1532 1533 1534 1535 1536 1537 1538 1539 1540 1541 1542 1543 1544 1545 1546 1547 1548 1549 1550 1551 1552 1553 1554 1555 1556 1557 1558 1559 1560 1561 1562 1563 1564 1565 1566 1567 1568 1569 1570 1571 1572 1573 1574 1575 1576 1577 1578 1579 1580 1581 1582 1583 1584 1585 1586 1587 1588 1589 1590 1591 1592 1593 1594 1595 1596 1597 1598 1599 1600 1601 1602 1603 1604 1605 1606 1607 1608 1609 1610 1611 1612 1613 1614 1615 1616 1617 1618 1619 1620 1621 1622 1623 1624 1625 1626 1627 1628 1629 1630 1631 1632 1633 1634 1635 1636 1637 1638 1639 1640 1641 1642 1643 1644 1645 1646 1647 1648 1649 1650 1651 1652 1653 1654 1655 1656 1657 1658 1659 1660 1661 1662 1663 1664 1665 1666 1667 1668 1669 1670 1671 1672 1673 1674 1675 1676 1677 1678 1679 1680 1681 1682 1683 1684 1685 1686 1687 1688 1689 1690 1691 1692 1693 1694 1695 1696 1697 1698 1699 1700 1701 1702 1703 1704 1705 1706 1707 1708 1709 1710 1711 1712 1713 1714 1715 1716 1717 1718 1719 1720 1721 1722 1723 1724 1725 1726 1727 1728 1729 1730 1731 1732 1733 1734 1735 1736 1737 1738 1739 1740 1741 1742 1743 1744 1745 1746 1747 1748 1749 1750 1751 1752 1753 1754 1755 1756 1757 1758 1759 1760 1761 1762 1763 1764 1765 1766 1767 1768 1769 1770 1771 1772 1773 1774 1775 1776 1777 1778 1779 1780 1781 1782 1783 1784 1785 1786 1787 1788 1789 1790 1791 1792 1793 1794 1795 1796 1797 1798 1799 1800 1801 1802 1803 1804 1805 1806 1807 1808 1809 1810 1811 1812 1813 1814 1815 1816 1817 1818 1819 1820 1821 1822 1823 1824 1825 1826 1827 1828 1829 1830 1831 1832 1833 1834 1835 1836 1837 1838 1839 1840 1841 1842 1843 1844 1845 1846 1847 1848 1849 1850 1851 1852 1853 1854 1855 1856 1857 1858 1859 1860 1861 1862 1863 1864 1865 1866 1867 1868 1869 1870 1871 1872 1873 1874 1875 1876 1877 1878 1879 1880 1881 1882 1883 1884 1885 1886 1887 1888 1889 1890 1891 1892 1893 1894 1895 1896 1897 1898 1899 1900 1901 1902 1903 1904 1905 1906 1907 1908 1909 1910 1911 1912 1913 1914 1915 1916 1917 1918 1919 1920 1921 1922 1923 1924 1925 1926 1927 1928 1929 1930 1931 1932 1933 1934 1935 1936 1937 1938 1939 1940 1941 1942 1943 1944 1945 1946 1947 1948 1949 1950 1951 1952 1953 1954 1955 1956 1957 1958 1959 1960 1961 1962 1963 1964 1965 1966 1967 1968 1969 1970 1971 1972 1973 1974 1975 1976 1977 1978 1979 1980 1981 1982 1983 1984 1985 1986 1987 1988 1989 1990 1991 1992 1993 1994 1995 1996 1997 1998 1999 2000 2001 2002 2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 2023 2024 2025 2026 2027 2028 2029 2030 2031 2032 2033 2034 2035 2036 2037 2038 2039 2040 2041 2042 2043 2044 2045 2046 2047 2048 2049 2050 2051 2052 2053 2054 2055 2056 2057 2058 2059 2060 2061 2062 2063 2064 2065 2066 2067 2068 2069 2070 2071 2072 2073 2074 2075 2076 2077 2078 2079 2080 2081 2082 2083 2084 2085 2086 2087 2088 2089 2090 2091 2092 2093 2094 2095 2096 2097 2098 2099 2100 2101 2102 2103 2104 2105 2106 2107 2108 2109 2110 2111 2112 2113 2114 2115 2116 2117 2118 2119 2120 2121 2122 2123 2124 2125 2126 2127 2128 2129 2130 2131 2132 2133 2134 2135 2136 2137 2138 2139 2140 2141 2142 2143 2144 2145 2146 2147 2148 2149 2150 2151 2152 2153 2154 2155 2156 2157 2158 2159 2160 2161 2162 2163 2164 2165 2166 2167 2168 2169 2170 2171 2172 2173 2174 2175 2176 2177 2178 2179 2180 2181 2182 2183 2184 2185 2186 2187 2188 2189 2190 2191 2192 2193 2194 2195 2196 2197 2198 2199 2200 2201 2202 2203 2204 2205 2206 2207 2208 2209 2210 2211 2212 2213 2214 2215 2216 2217 2218 2219 2220 2221 2222 2223 2224 2225 2226 2227 2228 2229 2230 2231 2232 2233 2234 2235 2236 2237 2238 2239 2240 2241 2242 2243 2244 2245 2246 2247 2248 2249 2250 2251 2252 2253 2254 2255 2256 2257 2258 2259 2260 2261 2262 2263 2264 2265 2266 2267 2268 2269 2270 2271 2272 2273 2274 2275 2276 2277 2278 2279 2280 2281 2282 2283 2284 2285 2286 2287 2288 2289 2290 2291 2292 2293 2294 2295 2296 2297 2298 2299 2300 2301 2302 2303 2304 2305 2306 2307 2308 2309 2310 2311 2312 2313 2314 2315 2316 2317 2318 2319 2320 2321 2322 2323 2324 2325 2326 2327 2328 2329 2330 2331 2332 2333 2334 2335 2336 2337 2338 2339 2340 2341 2342 2343 2344 2345 2346 2347 2348 2349 2350 2351 2352 2353 2354 2355 2356 2357 2358 2359 2360 2361 2362 2363 2364 2365 2366 2367 2368 2369 2370 2371 2372 2373 2374 2375 2376 2377 2378 2379 2380 2381 2382 2383 2384 2385 2386 2387 2388 2389 2390 2391 2392 2393 2394 2395 2396 2397 2398 2399 2400 2401 2402 2403 2404 2405 2406 2407 2408 2409 2410 2411 2412 2413 2414 2415 2416 2417 2418 2419 2420 2421 2422 2423 2424 2425 2426 2427 2428 2429 2430 2431 2432 2433 2434 2435 2436 2437 2438 2439 2440 2441 2442 2443 2444 2445 2446 2447 2448 2449 2450 2451 2452 2453 2454 2455 2456 2457 2458 2459 2460 2461 2462 2463 2464 2465 2466 2467 2468 2469 2470 2471 2472 2473 2474 2475 2476 2477 2478 2479 2480 2481 2482 2483 2484 2485 2486 2487 2488 2489 2490 2491 2492 2493 2494 2495 2496 2497 2498 2499 2500 2501 2502 2503 2504 2505 2506 2507 2508 2509 2510 2511 2512 2513 2514 2515 2516 2517 2518 2519 2520 2521 2522 2523 2524 2525 2526 2527 2528 2529 2530 2531 2532 2533 2534 2535 2536 2537 2538 2539 2540 2541 2542 2543 2544 2545 2546 2547 2548 2549 2550 2551 2552 2553 2554 2555 2556 2557 2558 2559 2560 2561 2562 2563 2564 2565 2566 2567 2568 2569 2570

4. 調査票の記入要領について

様式－1 賃金調査票

4) 職種番号 (51～52)

様式－1

公共事業労務費調査・賃金調査票

○「番 号」
各労働者に1,2,3,...の順につける番号ですが、1の位は用紙に印刷されていますので、10の位のみ必要に応じて記入してください。(左右2カ所とも)

○「イニシャル」
各労働者のイニシャルを、記入してください。

【令】○「就労形態」

会社が各労働者に定めている休日制度及び1日の所定労働時間について、該当する番号を下表①「就労形態」から選び、記入してください。

(注)

・平日が8時間、土曜日が4時間のように、曜日によって時間が異なる場合、時間給の場合、就労規則がなく所定労働時間が定まっていない場合(いわゆる「一人親方」)は、その他の「8」を記入してください。

・1年または1ヶ月超単位の変形労働制の場合は「6」を記入してください。

○「給与形態」

各労働者の賃金支払形態及び雇用形態について、該当する番号を下表②「給与形態」から選び、記入してください。

○「在留資格」

外国人材の在留資格を下表③から選び、記入してください。なお、日本人の場合は「0」を記入してください。

○「職種番号」

各労働者の該当する職種番号を右下表④「職種番号」から選び、記入してください(詳細については、P23「6 職種の分類」を参照してください)。

○「性別」

各労働者の該当する性別を下表⑤から選び、記入してください(育児休業取得日数との関連付けで確認しております)。

○「年齢」

10月1日現在の満年齢を記入してください。

○「経歴年数」

「職種番号」欄に記入した職種に関する経歴年数を記入してください。他の会社での勤務実績がある労働者は、他の会社での経歴年数も含めて記入してください。

経歴年数が1年未満の場合、0年と記入してください。また、端数(月数)は切り捨ててください(例：2年7ヶ月→2年)。外国人材の場合は、日本国内での技能実習期間を含む年数を記入してください。

手引きP.47

表④「職種番号」

調 査 対 象 職 種 (5 1 職 種)							
世 話 役 と 一 般 技 能 労 働 者 を 区 分 し て い る 職 種							
「世 話 役」		「一 般 技 能 労 働 者」			「作業員」		
番号	職種名	番号	職種名	番号	職種名	番号	職種名
17	* 潜 かん 世 話 役	01	特殊作業員	16	* 潜かん工	02	普通作業員
21	* トンネル世話役	04	* 造園工	18	* さく岩工	03	軽作業員
24	* 橋りょう世話役	05	* 法面工	19	* トンネル特殊工	20	* トンネル作業員
25	土木一般世話役	06	とび工	22	* 橋りょう特殊工		
26	* 高 級 船 員	07	* 石工	27	* 普通船員		
		08	* ブロック工	31	* 山林砂防工		
		09	電工	32	* 軌道工		
		10	鉄筋工	33	型わく工		
		11	* 鉄骨工				
		13	* 溶接工				
		14	運転手（特殊）				
		15	運転手（一般）				

※1：*は38職種を示す。

世話役と一般技能労働者を区分していない職種			
「世話役・一般技能労働者」			
番号	職種名	番号	職種名
12	* 塗装工	41	* サッシ工
23	* 橋りょう塗装工	42	* 屋根ふき工
28	* 潜水士	43	* 内装工
29	* 潜水連絡員	44	* ガラス工
30	* 潜水送気員	45	* 建具工
34	* 大工	46	* ダクト工
35	* 左官	47	* 保温工
36	* 配管工	48	* 建築ブロック工
37	* はつり工	49	* 設備機械工
38	* 防水工	50	* 交通誘導警備員A
39	* 板金工	51	* 交通誘導警備員B
40	* タイル工		

4. 調査票の記入要領について

様式－1 賃金調査票

5) 労働日数、労働時間数 (58～77)

手引きP.49

様式－1 公共事業労務費調査・賃金調査票
【令和6年10月調査】

○「労働時間数」

記入に当たっては、端数時間の有無に応じ、下表②「労働時間数」・「有給休暇時間数」に従って記入してください。労働時間数との関係については、下表「参考」労働時間数と「労働時間数」欄の関係を参考にしてください。

・「所定内」

各労働者の賃金支払形態に応じ、下表③「労働時間数・所定内」に従って、調査の対象となる「賃金計算期間」内の所定内労働時間数を計算して記入してください。

(注) 休日に労働した時間数を除いて記入してください。

・「時間外」

各労働者について、調査の対象となる「賃金計算期間」内の会社が定めている所定労働日において、所定労働時間以外の時間帯に労働した時間(所定労働時間外の深夜を含む)の合計を記入してください。

(注) 休日に労働した時間を除いて計算してください。時間外に労働していない場合は「0」を記入してください。

・「休日」

各労働者について、調査の対象となる「賃金計算期間」内の会社が定めている所定労働日以外の休日において、労働した時間(休日の所定労働時間外及び深夜を含む)の合計を記入してください。

(注) 休日に全く働いていない場合は「0」を記入してください。

番号	イニシャル	番号	就労形態	在留資格	職種番号	性別	年齢	経験年数	労働日数		労働時間数		有給休暇時間数	基本日額	基本給	出来高給							
									所定内	有給休暇	所定内	時間外					休日						
1									1	9	1	5	2	0	1	5	0	8	0	8	0		
2									1	8	2	1	4	4	0	1	0	0	8	0	1	6	0
3									0	2	0	1	6	0	0	1	2	0	8	0	0	0	0
4									6	2	0	0	1	6	0	0	1	0	0	0	0	0	0
5									2	5	2	0	1	6	0	0	0	0	0	0	8	0	0

○「有給休暇時間数」

各労働者について、調査の対象となる「賃金計算期間」内に取得した有給休暇時間の合計を記入してください。

記入に当たっては、端数時間の有無に応じ、下表②「労働時間数」・「有給休暇時間数」に従って記入してください。

有給休暇を取得していなかった場合は「0」を記入してください。

表①「労働日数」・「所定内」

賃金支払形態	記入する所定内労働日数
日給制(日給月給制及び時間給制を含む)又は出来高給制の労働者	会社が定めている所定労働日の内、実際に働いた日数(1日の所定労働時間に休暇をとった有給休暇を除く。) (注) 1. 所定労働時間フルには働いていない労働日があった場合でも、その日は1日として計算してください。 2. 振替によって所定労働日扱いとなった休日は所定労働日に含め、逆に振替によって休日扱いとなった日は所定労働日から除いて計算してください。
月給制の労働者	会社が定めている所定労働日の日数から、1日の所定労働時間フルに休暇をとった有給休暇日及び欠勤日を除いた日数。 (注) 1. 日給制又は出来高給制の労働者の場合と違って、休日の振替を考慮する必要はありません。 2. 兼業等により所定労働日に就労しなかった日数も除いて計算してください。 3. 月給制で欠勤等による給与の差引がない労働者(雇用形態コード「3」)については、欠勤を除く必要はありません。

表②「労働時間数」・「有給休暇時間数」

労働時間数の有無	記入する労働時間数・有給休暇時間数
労働時間数に端数無	整数部分のみ記入(小数部分に0を記入する必要はありません)
労働時間数に端数有	小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下第1位まで記入 ※例えば「1.60時間1.5分」は「1.60、2.5」時間となりますが、四捨五入を行うと「1.60、3」となります。

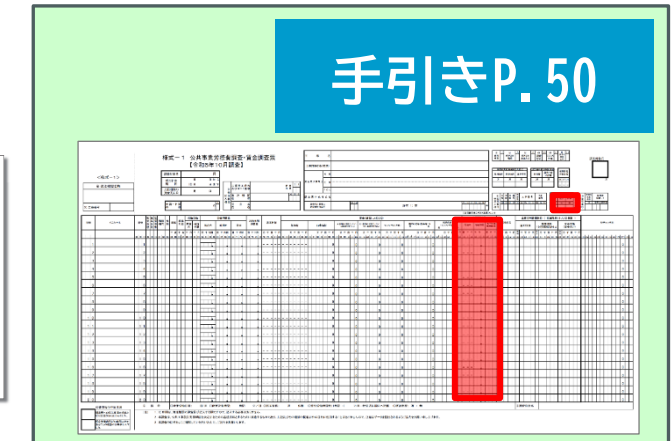
表③「労働時間数」・「所定内」

賃金支払形態	記入する所定内労働時間数
日給制(日給月給制及び時間給制を含む)又は出来高給制の労働者	会社が定めている所定労働日における所定労働時間(始業時刻から終業時刻までから休憩時間を除いた時間)の内、実際に働いた時間(有給休暇時間及び遅刻、早退等により労働しなかった時間を除く)の合計。 (注) 振替によって所定労働日扱いとなった休日は所定労働日に含め、逆に振替によって休日扱いとなった日は所定労働日から除いて計算してください。
月給制の労働者	会社が定めている所定労働日における所定労働時間(始業時刻から終業時刻までから休憩時間を除いた時間)の合計から有給休暇時間及び欠勤時間の合計を除いた時間。 また、変形労働時間制(年単位)を採用している場合、平均の月労働時間数を所定内労働時間数の上に()で記入してください。 (計算例) 1年間の変形労働時間制の場合…労働者に提出した年間所定内労働日数×1日の所定内労働時間÷12 例) 260日×8h÷12ヶ月=173.3 (注) 1. 日給制又は出来高給制の労働者の場合と違って、休日の振替を考慮する必要はありません。 2. 兼業等により所定労働日に就労しなかった時間数も除いて計算してください。 3. 月給制で欠勤等による給与の差引がない労働者(雇用形態コード「3」)については、欠勤時間の合計を除く必要はありません。

4. 調査票の記入要領について

様式－1 賃金調査票

6) 年間労働日数 (130～138)



○「年間所定労働日数」

「様式－3 年計票（労働日数・臨時の給与）」の「所定労働日の日数」の年計を転記してください。
以下の2つの条件を両方満たす場合には、年間所定労働日数を記入する必要はありません。

- ①有給休暇の取得義務の対象となる労働者がいない
- ②調査の対象となる「賃金計算期間」を含む過去1年間に、臨時の給与を支給しなかった

※ 賃金支払形態の違いにより、2以上の「年間所定労働日数」が存在する場合には、必ず「月給制」労働者の年間所定労働日数を転記してください。
※ 変形労働時間制の場合、労働基準監督署へ届け出ている年間労働日数とは、起算日が異なるため一致しない場合があります。
※ 年間所定労働日数（カラム26～28）は、所定内（カラム130～132）、有給休暇（カラム133～135）、及び育児休業取得日数（カラム136～138）の合算と一致するとは限りません。

建設株式会社

会社〇〇工務店

〇〇-〇〇〇〇
県さいたま市大宮区〇〇町〇-〇

8-666-〇〇〇〇

台帳 つけ代

交通大臣
知事

許可（特-20）第

15 16 17 18 19
1 2 3 2

！許可番号は右ついでお願いします

賃金（通貨によるもの）		臨時の給与（賞与等）の計		臨時の給与（インフレ手当）の計		年間労働日数	
増減の対象としていない基準内手当(a)	増減の対象としていない基準内手当(b)	インフレ手当(月額)	臨時の給与(賞与等)の計	臨時の給与(インフレ手当)の計	所定内	有給休暇	育児休業取得日数
万 千 百 十 円	万 千 百 十 円	万 千 百 十 円	万 千 百 十 円	万 千 百 十 円	百 十 日	百 十 日	百 十 日
98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139							
3 5 5 0 0 0	3 6 9 0 0 0	6 5 0 0 0	3 5 0 0 0 0 0	5 0 0 0 0 0 0	2 3 7	6 0	0
7 6 9 0 0 0	3 0 4 0 0 0	6 5 0 0 0	8 5 0 0 0 0 0	5 0 0 0 0 0 0	2 3 5	9 0	1 4
0	2 0 0 0 0 0	0	0	0	0 2 4 1	4 0	0 6
5 0 0 0 0 0	2 0 0 0 0 0	6 5 0 0 0	8 5 0 0 0 0 0	5 0 0 0 0 0 0	2 5 3	4 0	0
5 9 5 0 0 0	1 1 0 0 0 0	6 5 0 0 0	8 9 5 0 0 0 0	5 0 0 0 0 0 0	2 5 6	5 0	0

○「年間労働日数」

・「所定内」

各労働者について、「様式－3 年計票（労働日数・臨時の給与）」の「年計（12か月計）」欄の数値を転記してください。

- ※以下の2つの条件を両方満たす場合には、所定内の労働日数を記入する必要はありません。
- ①有給休暇の取得義務の対象とならない労働者
 - ②調査の対象となる「賃金計算期間」を含む過去1年間に、臨時の給与を受給しなかった労働者
- ・「有給休暇」
各労働者について、令和4年11月～令和5年10月の間に取得した有給休暇日数を記入してください。

※半日休については「0.5日」で計算し、時間休については含めしないで下さい。
(計算例：1日取得が4回、半日取得が3回、時間有給が5時間の場合)
4日+0.5日×3+5時間×0=5.5日

※また、以下の2つの条件のうちどちらかの条件を満たしておらず、有給取得義務の対象とならない労働者は「99.9」を記入して下さい。

- ①雇入れの日から6ヶ月以上継続して雇われている
- ②全労働日数の8割以上を出勤している

・「育児休業取得日数」

各労働者について、令和4年11月～令和5年10月の間に取得した育児休業取得日数を記入してください。

※育児休業に該当しない、又は取得をしていない場合には「0」を記入してください。

(参考) 労働時間と「労働時間数」欄との関係

労働日の別	労働時間と「労働時間数」欄との関係
所定労働日	所定労働時間内
休日	所定労働時間外

凡例（計上すべき欄）

- 所定内欄
- 所定外欄
- 休日欄

4. 調査票の記入要領について

様式-2 各種手当内訳票

1) 割増の対象としている手当

様式-2 公共事業労務費調査・各種手当内訳票

- 「番号」
様式-1の番号に合わせて(手当の支給のない労働者の欄をツメずに)記入してください。(左右2カ所とも)
- 「イニシャル」
様式-1の番号と同じ欄に、労働者それぞれのイニシャルを記入してください。

割増対象の別		A 割増の対象としている手当										A 割増の対象と している
手当の番号	手当の名称	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
日額・月額	インフレ手当(月額)	日	月	日	月	月	月	月	月	月	月	
基準内・外の別	インフレ	内	外	内	外	内	外	内	外	内	外	
番号	イニシャル	番号	内	外	内	外	内	外	内	外	内	手当の計
1	NI (日給制の場合)	1	(19,000) 20,000		1,800		10,000	6,500				(37,300) 38,300
2	GJ (月給制の場合)	2	(18,000) 19,000			(32,100) 31,200	20,000	6,500				(76,900) 79,700
3	DS (出来高給制の場合)	3										
4	HS (定額給付金制(多量給)の場合)	4		36,000			7,500	6,500				50,000
5	HG (定額給付金制(少量給)の場合)	5		53,000				6,500				59,500

○「割増対象の別」

調査の対象となる「賃金計算期間」内に労働者に支給した各種の手当を、下表①「割増対象の別」に従って「A 割増の対象としている手当」又は「B 割増の対象としていない手当」のいずれかに区分し、支給額等の必要事項をそれぞれ記入してください。

※割増の対象としていない手当：家族手当、通勤手当等。

○「手当の名称」

調査の対象となる「賃金計算期間」内に労働者に支給した各種手当を、「割増対象の別」により区分した後、会社で使用している名称毎に記入してください。「手当の番号」は単に整理上のものなので、記入はどのような順番で行っていただいても結構です。

同一名称の手当が、労働者によって基準内手当となったり基準外手当となったりする場合は、欄を2つ使用してください。

○「日額・月額の別」

名称を記入した各手当について、下表②「日額・月額の別」に従って、「日」又は「月」のいずれかを、フルダウンから選択してください。

○「基準内手当・基準外手当の別」

名称を記入した各手当について、下表③「基準内手当・基準外手当の別」に従って、「内」又は「外」のいずれかをフルダウンから選択してください。(基準内手当・基準外手当の区分に当たっては、必要に応じ、P25「7 基準内手当・基準外手当の区分」を参照してください。)

なお、日給制又は出来高給制の労働者に支払った有給休暇手当は「基本給」又は「出来高給」に含めて整理することになっています。(記入例1-4表②「基本給」及び「出来高給」欄の説明を参照してください。)

○「月額手当としてのインフレ手当」

「インフレ手当」が月額手当として支給されている場合は、様式-2に記入し「インフレ手当(月額)」欄にチェックをしてください。なお、臨時的給付として支給されている場合は、様式-2ではなく様式-3に記入してください。

手引きP.55

表①「割増対象の別」

割増対象の別	区分の基準
A 割増の対象としている手当	会社で、時間外、休日及び深夜の割増賃金を計算する際に、割増の対象となる賃金に含めている手当
B 割増の対象としていない手当	会社で、時間外、休日及び深夜の割増賃金を計算する際に、割増の対象となる賃金に含めていない手当

表②「日額・月額の別」

日額・月額の別	手当の支給条件
「日」を○で囲む	日単位で支給額を定めており、労働日数に応じて支給している手当
「月」を○で囲む	月単位で支給額を定めている等、上記以外の手当

表③「基準内手当・基準外手当の別」

基準内・外の別	区分の基準
基準外手当 「外」を○で囲む	以下のいずれかに該当する手当は、基準外手当に区分してください。なお、休業手当は様式-1-1に記入欄を設けているので、様式2には記入しないでください。 ①特殊な労働に対する手当 各職種の労働者について、通常の作業条件又は作業内容を超えた、特殊な労働に対して支払った手当 ②割増賃金の代替としての手当 時間外、休日又は深夜の割増賃金の代替として支払った手当 (割増賃金については、様式-1-1「基準外手当」に記入してください) ③本来は経費に当たる手当 労働者個人持ちの工具・車両の損耗、労働者個人が負担した旅費等、本来賃金ではなく、経費の負担に当たる手当
基準内手当 「内」を○で囲む	上記以外の手当

※基準内手当・基準外手当の区分に当たっては、必要に応じ、P25「7 基準内手当・基準外手当の区分」を参照してください。

4. 調査票の記入要領について

様式－2 各種手当内訳票

2) 割増の対象としていない手当

※様式－1と同じ内容を記入してください。
○「工事名」
調査対象工事の名称を記入してください。
○「工事請負者名(元請)」
元請会社の名称を記入してください。
○「資金支払事業主」
本調査を受ける会社の名称を記入してください。
○「作成者氏名」
調査票作成者の氏名を記入してください。

○「調査対象月」
様式－1の「調査対象月」欄と同じ数字を記入してください。

調査対象月

10

月

工事名	国道〇〇号線△△地区工事その1
工事請負者名(元請)	〇〇建設株式会社
資金支払事業主	株式会社〇〇工務店
作成者氏名	台帳 つけ代
※工事番号	

(単位:円)

内 基準内 手当の計 (様式-1に転記)	B 割増の対象としていない手当										B 割増の対象と してない 手当の計 (様式-1に転記)
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
	家族 月	通勤 日	赴任旅費 日	週休2日等 日	通勤 月						
(a)	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	(b)
(35,500) 36,500	15,000	(1,900) 2,000	10,000	20,000							(16,900) 17,000
同左	25,000				5,400						30,400 同左
	20,000										20,000 同左
同左	20,000										20,000 同左
同左					11,000						11,000 同左

手引きP.56

○「手当の額」

各労働者について、以下の説明に従って、調査の対象となる「賃金計算期間」において支給した毎月の手当の額(日額の手当の場合は、「賃金計算期間(1か月)」の合計額)を、1円単位で記入してください。

○「各手当の支給額」

名称を記入した各手当の支給額を記入してください。
日額の手当を、休日の労働に対して支給していた場合は、記入した支給額の上に、記入した支給額から休日の労働に対して支給した額を除いた額を、() 書きで記入してください。

(注) 振替によって休日扱いとなった所定労働日の労働に対する手当は、休日の労働に対する支給に含めて計算してください。

○「A 割増の対象としている手当の計」

「割増の対象としている手当」に区分した手当について、記入した個々の支給額の計を記入してください。

記入した支給額計に、休日の労働に対する日額の手当の支給額が含まれていた場合は、休日の労働に対する支給額を除いた計の額を、記入した支給額計の上に、() 書きで記入してください。

○「B 割増の対象としていない手当の計」

「割増の対象としていない手当の計」に区分した手当について、記入した個々の支給額の計を記入してください。

記入した支給額計に、休日の労働に対する日額の手当の支給額が含まれていた場合は、休日の労働に対する支給額を除いた計の額を、記入した支給額計の上に、() 書きで記入してください。

○「内 基準内手当の計」

「A 割増の対象としている手当の計」及び「B 割増の対象としていない手当の計」のそれぞれについて、その内、基準内に区分した手当だけの支給額の計を記入してください。

記入した基準内手当の支給額計に、休日の労働に対する日額の手当の支給額が含まれていた場合は、休日の労働に対する支給額を除いた計の額を、記入した支給額計の上に、() 書きで記入してください。

※() 書きで休日の労働に対する支給額を除いた額を記入した場合は、手当の総支給額との差額を、様式1-1の「基準外手当」-「その他」欄に計上して下さい。

※Excel版調査票を使用して休日の労働に対する支給額を除いた額を記入する場合は、「入力2」シートの「休日出勤」欄にチェックを入れてください。手当の総支給額と休日の労働に対する支給額を除いた額の差額が様式1-1に自動計上されます。

※手当の種類が多くて記入欄が足りない場合は、手書きで欄を2つに区切って、金額の大きなものから順に記入してください。

4. 調査票の記入要領について

様式－3 年計票（労働日数・臨時の給与）

1) 労働日数

様式－3 公共事業労務費調査・年計票（労働日数・臨時
【令和5年11月～令和6年10月分】

この年計票は、調査票様式－1に記入していただく「年間労働日数」及び「臨時の給与」の基礎資料となるものです。
各調査対象労働者について、調査対象期間を含む過去1年間の月毎の「労働日数」及び「臨時の給与」を記入し、「労働日数(日)」年計(12か月計)及び「臨時の給与(円)」年計(12か月計)欄の日数、額を、調査票様式－1の該当欄に転記して下さい。(様式－1の番号に合わせて記入してください)
9月の賃金調査対象者についても、給与年計票は令和5年11月～令和6年10月の期間で作成してください。

種 別		労働日数(日)													
年				令和5年		令和6年									
月				11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月		
会社の所定労働日の日数(日)				(20)	(20)	(21)	(20)	(21)	(20)	(21)	(20)	(21)	(21)		
番号	イニシャル	番号		23	21	21	22	22	21	22	22	23	21		
1	NI (月給制の場合)	1		20	20	20	20	21	20	19	19	18	21		
2	GJ (月給制の場合)	2		23	18	19	22	22	21	21	15	16	19		
3	DS (出来高給制の場合)	3		20	20	19	20	21	20	21	19	21	20		
4	HS (変形労働時間制(年単位)の場合)	4		23	20	20	22	22	21	22	20	23	20		
5	HG (変形労働時間制(月単位)の場合)	5		23	19	21	22	22	21	22	22	22	21		
〇「番号」		〇「労働日数」													

○「番号」

様式－1の番号に合わせて(臨時の給与支給のない労働者の欄を2つずつ)記入してください(左右2カ所とも)。

○「イニシャル」

様式－1の番号と同じ欄に、各労働者のイニシャルを記入してください。

○「所定労働日の日数」

調査の対象となる「賃金計算期間(1か月)」を含む過去1年間(令和5年11月～令和6年10月)について、各「賃金計算期間(1か月)」毎に、会社が定めている所定労働日の日数を、会社が作成している営業カレンダー等に従って記入してください。

本調査票の対象者について、賃金支払形態の違いによって所定労働日の日数が異なる場合は、日給制又は出来高給制の労働者の数値を、月給制の労働者の数値の上に()書きで記入してください。

過去1年間の合計日数を、「年計(12か月計)」に記入してください。

○「労働日数」

調査の対象となる「賃金計算期間(1か月)」を含む過去1年間(令和5年11月～令和6年10月)について、各「賃金計算期間(1か月)」毎に、各労働者の賃金支払形態に応じ、下表①「労働日数」に従って労働日数を計算して記入してください。

過去1年間の合計日数を、「年計(12か月計)」に記入してください。

(注) 1. 雇用期間が上記の1年間に満たない労働者については、雇入れ日以降の労働日数について記入し、それ以前の「月」の「労働日数」欄には、横線を引いてください。

2. 調査の対象となる「賃金計算期間」を含む過去1年間に、臨時の給与が支払われた労働者または有給休暇の取得義務の対象となる労働者について記入してください。

3. 休日に労働した日数及び育児休業取得日数は除いてください。

手引きP.57

休日出勤分は除外してください
(休日出勤分を含めて記入されるケースが多いので
注意してください)

表①「労働日数」

賃金支払形態	記入する労働日数
日給制(日給月給制及び時間給制を含む)又は出来高給制の労働者	それぞれの「賃金計算期間(1か月)」内の、会社が定めている所定労働日の内、実際に働いた日数(1日の所定労働時間フルに休暇をとった有給休暇を除く)。 (注) 1. 所定労働時間フルに働いていない労働日があった場合でも、その日は1日として計算してください。 2. 所定労働日でない休日の労働は、労働日数の計算から除いてください。 3. 振替によって所定労働日扱いとなった休日は所定労働日に含め、逆に振替によって休日扱いとなった日は所定労働日から除いて計算してください。
月給制の労働者	それぞれの「賃金計算期間(1か月)」内の、会社が定めている所定労働日の日数から、1日の所定労働時間フルに休暇をとった有給休暇日及び欠勤日を除いた日数。 (注) 1. 日給制又は出来高給制の労働者と違って、休日の振替を考慮する必要はありません。 2. 悪天候等により所定労働日に就労しなかった日数も除いて計算してください。 3. 月給制で欠勤等による給与の差引がない労働者(雇用形態コード「3」)については、欠勤日を除く必要はありません。

4. 調査票の記入要領について

様式－3 年計票（労働日数・臨時の給与）

2) 臨時の給与

手引きP. 58

〇「調査対象月」
様式－1の「調査対象月」欄と同じ数字を記入してください。

調査対象月
10月

時の給与) < 10月調査用 >

工 事 名	国道〇〇号線△△地区工事その1				
工事請負者名(元請)	〇〇建設株式会社				
賞金支払事業主	株式会社〇〇工務店				
作成者氏名	台帳 つけ代				
※ 工 事 番 号					

(単位: 日又は円)

年 計 (12か月計)			臨時の給与(円)					年 計 (12か月計)
9月 (20)	10月 (21)	12月 (246)	賞与 令和5年 12月	賞与 令和6年 7月	インフレ手当 令和6年 9月	月	月	
21	21	261						
20	19	237	200,000	100,000	50,000			350,000
21	18	235	550,000	250,000	50,000			850,000
20	20	241						
20	20	253	500,000	300,000	50,000			850,000
21	20	256	300,000	545,000	50,000			895,000

※様式－1と同じ内容を記入してください。

〇「工事名」
調査対象工事の名称を記入してください。

〇「工事請負者名(元請)」
元請会社の名称を記入してください。

〇「賞金支払事業主」
本調査を受ける会社の名称を記入してください。

〇「作成者氏名」
調査票作成者の氏名を記入してください。

〇「臨時の給与」

調査の対象となる「賞金計算期間(1か月)」を含む過去1年間(令和5年11月～令和6年10月)について、各「賞金計算期間(1か月)」毎に、各労働者に支給した「臨時の給与」の額を記入してください。

記入は、該当する「年・月」に賞金締切日のある「賞金計算期間(1か月)」についての数値をそれぞれ記入してください。

- (注) 1. 退職金は様式1-1の「退職金」に記入してください。
2. 雇用期間が上記の1年間に満たない労働者については、雇入れ日以降について記入してください。
3. 調査の対象となる「賞金計算期間」を含む過去1年間に、臨時の給与が支給された労働者、または有給休暇の取得義務となる対象の労働者について記入してください。
4. 臨時の給与となる賞金には、下表の3種類のものがあります。

種別	臨時の給与等に該当する賞金
賞与 (ボーナス・一時金)	定期的(一年に2～3回)又は臨時に支給される賞金で、労働者の勤務成績等に応じて支給され、支給額があらかじめ確定していないもの
臨時に支払われる賞金	次の2種類のものがあります。 ○労災以外の傷病に対する手当、見舞金等、支給理由の発生が、臨時のかつ突発的なもの ○結婚手当、インフレ手当等、その発生が不確定かつ非常にまれであるもの
上記に準じるもの	1か月を超える期間の出勤成績、継続勤務等によって支給される精勤手当、勤続手当等

5. 冬期手当や農繁期手当等、支給額が限られている季節手当については、会社で割増賞金を計算する際に、割増の対象となる賞金に含めているか否かの別により、下表に従って「各種手当」又は「臨時の給与」として取り扱ってください。

割増対象の別	取 り 扱 い 方
割増の対象としている場合	調査の対象となる「賞金計算期間(1か月)」内の支給分について、「各種手当内訳表」において、「A 割増の対象としている手当」として取り扱いいます。 この場合、基準内・外の区分については、季節的な手当であることには関係なく、P25「7 基準内手当・基準外手当の区分」に従ってください。
割増の対象としていない場合	「臨時の給与」として取り扱いいます。

4. 調査票の記入要領について

様式-1-1 補足調査票

1) 資格の取得状況、複数職種の兼務状況、就労範囲の状況

手引きP.59

○「資格の取得状況」

P92「参考資料-4 職種別資格及び検定表」に示す資格のうち、各労働者が保有している資格(様式-1の職種に対応する資格に限る)の番号を記入してください。複数の資格を保有している場合は、各労働者にとって優先度の高い資格から順に記入してください。

該当する資格がない場合は「資格の取得状況」欄の左端に「0」を記入してください。

同一資格で複数の級を保有する場合は、最上位級のみ記入してください(○技能士1級と2級を保有している場合は1級の番号のみ記入)。

登録基幹技能者と技能士をいずれも保有する場合は、どちらも記入してください。

○「兼業状況」

令和5年度から現在までの期間に建設業の他の仕事に従事していた労働者は、従事していた仕事の産業のコード番号を右表②「兼業状況」に従い記入してください。

なお、兼業している仕事の産業が2つ以上ある場合は、最も多くの収入を得ている産業のコード番号を記入してください。

※交通誘導警備員の場合は「建設業」を「警備業」に読み替えてください。

補足調査票

番号	イニシャル	番号	様式-1の職種番号	資格の取得状況 (様式-1の職種に対応する資格)	複数職種の兼務状況 (様式-1の職種以外の兼務があればその職種番号を最大5職種まで記入)	就労範囲の状況		就業状況	就労範囲	COUS能力評価
						事業所所在地	その他の就労範囲			
1	NI (日給制の場合)	1	010	0214	11100	3352				
2	GJ (月給制の場合)	2	14123	15	0111213	2092				
3	DS (出来高給制の場合)	3	191346	14	21153	2062				
4	HS (定形労働時間制(年単位)の場合)	4	101	00	31100	1124				
5	HG (定形労働時間制(月単位)の場合)	5	0916	00	01100	2013				

○「番号」

様式-1の番号に合わせて記入してください。(左右2カ所とも)

○「イニシャル」

様式-1の番号と同じ欄に、各労働者のイニシャルを記入してください。

○「様式-1の職種番号」

様式-1に記入した職種番号と同じ番号を記入してください。

○「複数職種の兼務状況」

令和3年度から現在までの期間に複数職種の作業を行っていた労働者は、様式-1「職種番号」欄に記入した職種以外に職種番号を最大5つまで記入してください。(兼務職種が6つ以上ある場合、下表①「複数職種の兼務状況」職種番号のうち、*印の38職種を優先して記入してください。)

複数職種の作業を行っていない場合は「複数職種の兼務状況」欄の左端に「00」を記入してください。

○「就労範囲の状況」

各労働者の事業所所在地及び令和3年度から現在までの期間の主な就労範囲を右表③「就労範囲の状況」に従い記入してください。

なお、全国に展開し、就労する場合「60」のみ記入してください。また、記入欄に限りがありますので、地方ブロック番号を優先して記入してください。

表①「複数職種の兼務状況」 職種番号

番号	職種名	番号	職種名	番号	職種名	番号	職種名
01	特殊作業員	14	運転手(特殊)	27	*普通船員	40	*タイル工
02	普通作業員	15	運転手(一般)	28	*潜水士	41	*サッシ工
03	軽作業員	16	*湯かん工	29	*潜水運搬員	42	*屋根ふき工
04	*造園工	17	*詰かん世帯役	30	*潜水送気員	43	*内装工
05	*法面工	18	*土くき工	31	*山林防犯工	44	*ガラス工
06	*とび工	19	*トンネル特殊工	32	*軌道工	45	*建具工
07	*石工	20	*トンネル作業員	33	*型わく工	46	*ダクト工
08	*ブロック工	21	*トンネル世帯役	34	*大工	47	*保固工
09	*電工	22	*橋りょう特殊工	35	*左官	48	*建築ブロック工
10	*鉄筋工	23	*橋りょう運搬工	36	*配管工	49	*設備機械工
11	*鉄骨工	24	*橋りょう世帯役	37	*はり工	50	*交通誘導警備員A
12	*塗装工	25	*土木一般世帯役	38	*防水工	51	*交通誘導警備員B
13	*泥除工	26	*高圧船員	39	*坂金工		*38職種を示す

表③「就労範囲の状況」

記入箇所	記入方法
事業所所在地	事業所所在地の県番号(右表④「都道府県番号」参照。建設業許可番号にかかわらず、北海道は01としてください。)を記入してください。
事業所所在地範囲内のみで就労する	「就労範囲」欄の一番左端に「00」を記入してください。
事業所所在地範囲外の地域でも就労する	事業所所在地を指定し、県番号01~47を最大4つまで記入してください。(右表参照。建設業許可番号にかかわらず、北海道は01としてください。)
地方ブロック単位で展開し、就労する	以下のブロック番号を最大4つまで記入してください。 東北: 52、関東: 53、北陸: 54、中部: 55、近畿: 56、中国: 57、四国: 58、九州: 59 ※北海道、沖縄については、それぞれ県番号と同じ01または47を記入※事業所所在地が北海道又は沖縄の場合は、当該県番号の入力は必要ありません。
全国に展開し、就労する	「60」を記入してください。

表④「都道府県番号」

番号	都道府県	番号	都道府県	番号	都道府県
01	北海道	15	新潟県	31	鳥取県
02	青森県	16	富山県	32	島根県
03	岩手県	17	石川県	33	岡山県
04	宮城県	21	岐阜県	34	広島県
05	秋田県	22	静岡県	35	山口県
06	山形県	23	愛知県	36	徳島県
07	福島県	24	三重県	37	香川県
08	茨城県	18	福井県	38	愛媛県
09	栃木県	25	滋賀県	39	高知県
10	群馬県	26	京都府	40	福岡県
11	埼玉県	27	大阪府	41	佐賀県
12	千葉県	28	兵庫県	42	長崎県
13	東京都	29	奈良県	43	熊本県
14	神奈川県	30	和歌山県	44	大分県
19	山梨県			45	宮崎県
20	長野県			46	鹿児島県
				47	沖縄県

4. 調査票の記入要領について

様式－1－1 補足調査票

2) 退職金

※様式－1と同じ内容を記入してください。○「賃金支払事業主」
本調査を受ける会社の名称を記入してください。
○「工事名」
調査対象工事の名称を記入してください。○「作成者氏名」
調査票作成者の氏名を記入してください。
○「工事請負者名(元請)」
元請会社の名称を記入してください。

工事名	国道〇〇号線△△地区工事その1
工事請負者名(元請)	〇〇建設株式会社
賃金支払事業主	株式会社〇〇工務店
作成者氏名	台帳 つけ代
※工事番号	

調査対象月
10
月

手引きP.60

民間 労務 費 計 算 日 数	基準内手当				基準外手当				退職金			
	賃金台帳に記載のない 手当(元請企業等から 直接支払われる手当)				時間外・休日・深夜 勤務手当				休業手当			
十 日	万	千	百	十 円	万	千	百	十 円	万	千	百	十 円
207 208	210	211	212	214	216	217	218	219	221	222	223	224
0 0												0
0 0												0
0 0												0
0 8												0
1 4												0

表②「兼業状況」

建設業の他の 仕事の 従事状況	他の仕事の 産業	コード 番号
建設業の他の 仕事には従事 していない	—	0
建設業の他の 仕事にも従事 している (ある時期だ けしている場 合も含む)	農業	1
	林業	2
	漁業	3
	製造業	4
	運輸業	5
	卸売 小売業	6
	不動産業	7
	サービス業	8
	その他	9

4. 調査票の記入要領について

様式－1－1 補足調査票

3) 職階、CCUS（建設キャリアアップシステム）能力評価

手引きP.61

○「職階」

調査対象の労働者の方それぞれについて、調査対象工事の現場での職階を下表①「職階」に従い記入してください。

※労働安全衛生法第60条では、「事業者は、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対し、（略）安全又は衛生のための教育を行わなければならない。」とされています。

○「能力評価」

・「判定分野」

調査対象者の方が建設キャリアアップシステムと連動した能力評価基準のレベル判定を行った分野、または行う予定の分野を下表④「判定分野」から選び、記入してください。

※労務費調査の51職種と番号が一致していないため、注意してください。
※建設キャリアアップシステムに登録していない、もしくは今後レベル判定を受ける見込みのある判定分野がない場合は00を記入してください。

※レベル判定における判定分野は42分野以外にありません。

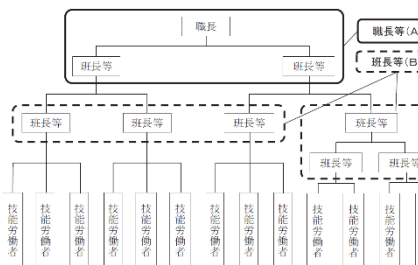
・「レベル」

調査対象の労働者の方それぞれについて、能力評価基準によるレベル分けを、下表②「能力レベル」に従い記入してください。

番号	イニシャル	番号	様式－ 1の 職種 番号	資格の取得状況 (様式－1の職種に対応する 資格)		複数職種の業務状況 (様式－1の職種以外の業務があれば その職種番号を最大5職種まで記入)		業 業 状 況	就労範囲の状況		職 階	CCUS 能力評価	
									事業所 所在地	その他の就労範囲		判 定 分 野	レ ベ ル
					175 176 177 178 179 180 181	182 183 184 185 186 187 188 189 190 191	192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202					203 204 205 206	
	1		1	0 1 0		0 2 1 4			1 1 1 0 0			3 3 5 2	
	2		2	1 4 1 2 3		1 5			0 1 1 1 2 1 3			2 0 9 2	
	3		3	1 9 1 3 4 6		1 4			2 1 1 5 3			2 0 6 2	
	4		4	1 0 1		0 0			3 1 1 0 0			1 1 2 4	
	5		5	0 9 1 6		0 0			0 1 1 0 0			2 0 1 3	

表①「職階」

職階	記入数字
職長等（A）：職長及び職長の直近下位に配置され複数の班を束ねる者	「1」
班長等（B）：職長等（A）以外の者であって、複数の班や技能労働者を束ねる者	「2」
上記以外の技能者、作業員	「3」



表②建設キャリアアップシステムと連動したレベル判定における「能力レベル」

能力レベル	記入数字
建設キャリアアップシステムに登録していない	「0」
レベル1（建設キャリアアップシステムに登録しているが、レベル判定を受けていない）	「1」
レベル2	「2」
レベル3	「3」
レベル4	「4」

表④建設キャリアアップシステムと連動したレベル判定における「判定分野」

番号	判定分野	番号	判定分野	番号	判定分野
01	電気工事	15	配管	29	タイル張り
02	橋梁	16	とび	30	道路標識・路面標示
03	造園	17	切断穿孔	31	消防施設
04	コンクリート圧送	18	内装仕上	32	建築大工
05	防水施工	19	サッシ・カーテンウォール	33	硝子工事
06	トンネル	20	エクステリア	34	ALC
07	建設塗装	21	建築板金	35	土工
08	左官	22	外壁仕上	36	ウレタン断熱
09	機械土工	23	ダクト	37	発破・破砕
10	海上起重	24	保温保冷	38	建築測量
11	PC	25	グラウト	39	圧入
12	鉄筋	26	冷凍空調	40	さく井
13	圧接	27	運動施設	-	-
14	型枠	28	基礎ぐい工事	-	-

4. 調査票の記入要領について

様式－1－1 補足調査票

4) 基準内手当、基準外手当

○「民間発注工事の就労日数」
各労働者について、様式－1「労働日数」の「所定内」の欄に記入した労働日数のうち、民間発注工事に従事した労働日数について記入してください。「民間発注工事」には独立行政法人、特殊会社（高速道路株式会社、国際空港株式会社等）、JRグループ7社、関連公社（住宅公社、日本下水道事業団等）等は該当しません。また、個人発注の工事及び工事以外の交通誘導業務等を含みます。
※ 現場作業以外（事務所作業・工場作業等）の従事日数はカウントしないでください。
※ 1日に異なる複数の工事に従事した場合、主に従事した工事を1日としてカウントしてください。

○「調査対象月」
様式－1の「調査対象月」欄と同じ数字を記入してください。

調査対象月
10月

民間発注工事の就労日数	基準内手当										基準外手当																												
	賃金台帳に記載のない手当（元請企業等から直接支払われる手当）										時間外・休日・深夜勤務手当										休業手当										その他								
日	十	百	千	万	十	百	千	万	十	百	千	万	十	百	千	万	十	百	千	万	十	百	千	万	十	百	千	万											
007	00	209	310	211	312	213	314	215	316	217	318	219	320	221	322	223	324	225	326	227	328	229	329	230	331	232													
0	0	2	0	0	0	0	0	6	5	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2	9	0	0	0	0	0												
0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	5	8	0	0	0	0	0	0	0	0	2	8	0	0	0	0	0	0												
0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0												
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0												
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0												

○「賃金台帳に記載のない手当（元請企業等から直接支払われる手当）」
基準内手当であるものの、賃金台帳に記載のない手当の額を記入する。記入にあたっては、「賃金計算期間（1か月）」において支給した金額（日額の）の場合、「賃金計算期間（1か月）」の合計額を記入してください。

※元請企業から直接支払われる技能レベルに応じた手当（優良技能労働者手当、優良職長手当）等を記入してください。

※賃金台帳に記載のない手当については様式－2への記入はしないようにしてください。

○基準外手当
各労働者調査の対象となる「賃金計算期間（1か月）」において支給した基準外手当の額（日額の）の場合、「賃金計算期間（1か月）」の合計額を、下表③「基準外手当」に従って記入してください。

※ 時間外・休日・深夜の割増手当及び、休業手当については、様式－2への記入はしないようにしてください。

手引きP.62

様式－1－1 労務費調査等近畿地方連絡協議会	
【令和6年10月調査】	
労働者番号	労働者氏名
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100

表③「基準外手当」

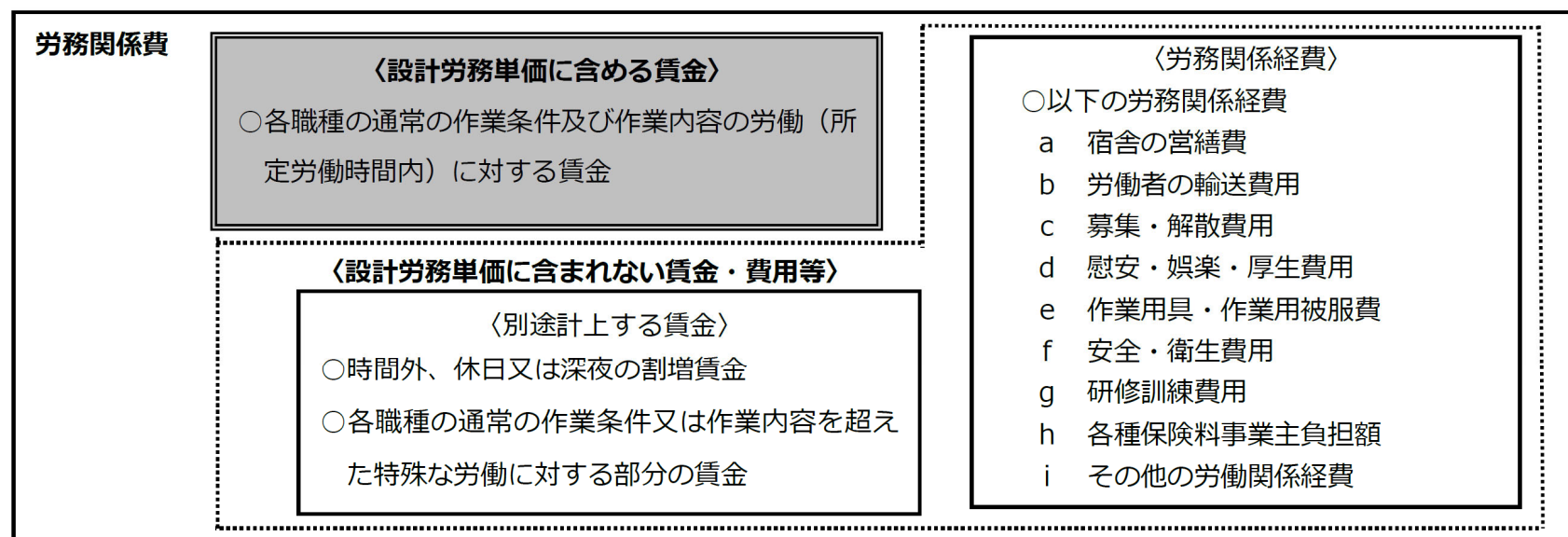
種類	区分の基準
時間外・休日・深夜勤務手当	所定時間外、休日、深夜の割増賃金として支払った手当
休業手当	仕事が無いために労働者を休業させた場合に支払った手当（ただし、悪天候等の不可抗力による休業に対する手当は、基準内手当とするため、当該休業手当から除くこと。）
その他	以下の1）及び2）の手当の合計額 1）特殊な労働に対する手当 各職種の労働者について、通常の作業条件又は作業内容を超えた、特殊な労働に対して支払った手当 2）本来は経費に当たる手当 労働者個人持ちの工具・車両の損料、労働者個人が負担した旅費等、本来賃金ではなく、経費の負担に当たる手当

※それぞれの基準外手当について、2重計上されないようにご注意ください。

積算における労務関係費

手引きP.26

公共工事設計労務単価は、所定労働時間内8時間当りにおける各職種の通常の作業条件・内容の労働に対する賃金の部分（図-7-1 の二重線部分）のみで、他の労務関係費は積算時に別途計上（共通仮設費、現場管理費、割増賃金等）しています。



公共工事設計労務単価の構成

公共工事設計労務単価は、所定労働時間内8時間当りの

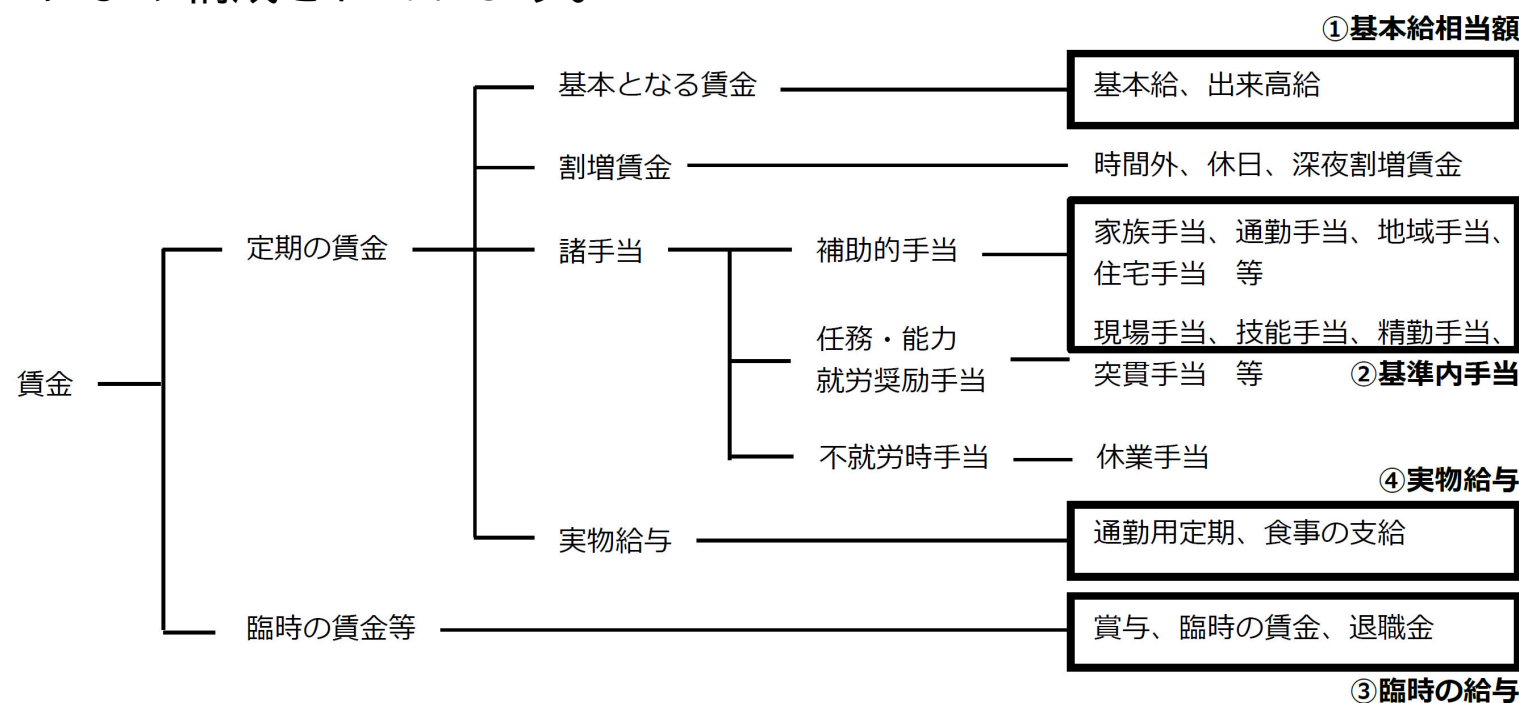
「①基本給相当額」及び「②基準内手当」、

並びに労働日数1日当りの

「③臨時の給与（賞与等）」及び「④実物給与（食事の支給等）」、

の4つにより構成されています。

手引きP.26



公共工事設計労務単価の構成

公共工事設計労務単価は、次の①～④で構成される。

- ① 基本給相当額
- ② 基準内手当（当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当）
- ③ 臨時の給与（賞与等）
- ④ 実物給与（食事の支給等）

公共工事設計労務単価

$$\begin{array}{ccccccc} & \textcircled{1} & & \textcircled{2} & & \textcircled{3} & \textcircled{4} \\ = & \boxed{\text{基本給相当額}} & + & \boxed{\text{基準内手当}} & + & \boxed{\text{臨時の給与}} & + & \boxed{\text{実物給与}} \\ & \underbrace{\hspace{10em}} & & & & \underbrace{\hspace{10em}} & & \\ & \text{所定労働時間内8時間当たり} & & & & \text{所定労働日数1日当たり} & & \end{array}$$



各費用の支給実態について、もれなく記載をしてください。

令和6年10月3日(木)
労務費調査等近畿地方連絡協議会

基準内手当・基準外手当について

[illegible]

様式－２に支給した各種手当等を、
様式－３に支給した臨時の給与を
記入してください。

[illegible]

＜様式－2＞

※ 発注機関名称

※ 工事番号

様式－2 公共事業労務費調査・各種手当内訳票
【令和6年10月調査】

この内訳票は、調査票様式－1に記入していた「A 割増の対象としている基準内手当(a)」と「B 割増の対象としない基準内手当(b)」の両種類別となるものです。
調査対象労働者のそれぞれについて、調査対象期間に支給した各種の手当毎の内訳を記入し、各労働者について集計したものを、調査票様式－1の該当欄に貼付してください。

工事業主	
工事調査員者名(元請)	
資金支払事業主	
作成者氏名	
※ 工事番号	

調査対象月

月

A 割増の対象としている手当										
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	A 割増対象 手当の計 (a)
内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	B 割増対象 手当の計 (b)
内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	B 割増対象 手当の計 (b)
内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	B 割増対象 手当の計 (b)
内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	B 割増対象 手当の計 (b)
内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	B 割増対象 手当の計 (b)
内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	B 割増対象 手当の計 (b)
内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	B 割増対象 手当の計 (b)
内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	B 割増対象 手当の計 (b)
内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	B 割増対象 手当の計 (b)
内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	B 割増対象 手当の計 (b)
内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	B 割増対象 手当の計 (b)
内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	B 割増対象 手当の計 (b)
内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	B 割増対象 手当の計 (b)
内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	B 割増対象 手当の計 (b)
内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	B 割増対象 手当の計 (b)
内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	B 割増対象 手当の計 (b)
内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	B 割増対象 手当の計 (b)
内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	B 割増対象 手当の計 (b)
内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	B 割増対象 手当の計 (

＜様式－3＞

※ 免注機関名称

※ 工業番号

様式－3 公共事業労務費調査・年計票(労働日
【令和5年11月～令和6年10月分】)

この年計票は、調査票様式－1に記入した「だぐ(年間労務費計数)及び臨時の給与」の基礎資料に基づき、調査対象事業者のそれぞれについて、調査対象期間となる過去1年間の月毎の労働日数及び労働費について集計したものである。調査票様式－1の「備考」欄に記載していただく臨時の給与が支払われた労働者、または有給休暇の取得費等の対象となる労働者につき(様式－1の備考)欄において「臨時の給与の支給額」と「労働者の総数」に記入していただく19月の完全調査対象者についても、給与年計票(令和5年11月～令和6年12月の期間)で作成して、

種 別		労働日数(日)							
		令和5年		令和6年					
月		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
労務費調査対象労働者の 合計									
イニシャル									
番号	番号								
1	1								
2	2								
3	3								

調査対象月

月

(備考1～備考4は別紙)

臨時の給与(円)	
年 計	年 計
(12か月計)	(12か月計)

様式-2 各種手当内訳票

割増の対象としている手当は左側、割増の対象としていない手当は右側に記載し、各手当毎に基準内・外の別をリストから選択してください

様式－３ 年計票（労働日数
・臨時の給与）

基準内手当・基準外手当について

基準内手当とは、

所定労働時間・条件内の労働に対して
支払われる**固定的手当**のこと。

(基本給に加え**継続的に支給される諸手当**)

基準外手当とは、

所定労働時間・条件外の労働に対して
支払われる**追加的手当**のこと。

(毎月の支給が**確定していない追加的手当**)

基準内手当・基準外手当の判断

①特殊な労働に対する手当

手引きP.27

各職種の労働者について、発注者が工事費積算の歩掛等において見込んでいる通常の作業条件または作業内容を超えた、特殊な労働に対して支払った手当

主な手当名称	手当の内容	基準内手当	基準外手当
休日手当	連続して休日労働した場合に支給される手当		○ ※1
坑内手当	坑内作業関係職種の労働者が坑内作業をした場合に支給される手当	○	
	坑内作業関係職種以外の労働者に支給される手当		○ ※1

※1 発注者が積算において見込んでいる通常の作業条件または作業内容を超えた特殊な労働に対する手当のため。

- ・ 公共工事の工期は、雨天等の不稼働日及び休日等を考慮して設定しているため、連続して休日労働した場合に支給されるような突貫手当は発注者が見込んでいない特殊な労働に対する手当であり、基準外手当となります。
- ・ 職種によって「特殊な労働」の定義が異なるため、例えば、坑内で作業した場合に支給される坑内手当は、トンネル特殊工等の坑内作業職種の労働者にとっては基準内手当であり、それ以外の職種の労働者にとっては基準外手当となります。

基準内手当・基準外手当の判断

②時間外、休日又は深夜の労働に対する割増賃金 として支給される手当

手引きP.27

主な手当名称	手当の内容	基準内手当	基準外手当
代替手当	時間外、休日又は深夜の労働に対する割増賃金の代替として支給される手当		○ ※2
みなし残業 手当	時間外、休日又は深夜の労働に対する割増賃金として支給される手当		○ ※2
	時間外、休日又は深夜の労働に対する割増賃金として支給される手当ではなく、 基本給を補填する性質をもつ手当	○	

※2 時間外、休日又は深夜の労働に対する割増賃金は、積算時に作業条件に応じて別途計上するため。

- ・ 時間外、休日又は深夜の労働に対する割増賃金として支給される手当については、
様式－1－1 基準外手当に記入してください。

基準内手当・基準外手当の判断

③ 休業手当

手引きP.27

労働者を休業させた場合に支払った手当。（ただし、悪天候等の不可抗力による休業および週休2日の導入等に伴う休業に対する手当は基準内手当となります）

主な手当名称	手当の内容	基準内手当	基準外手当
休業手当	悪天候や発注者の工事中止命令等の不可抗力による休業に対して支給される手当	○	
	仕事が無いために労働者を休業させた場合に支給される手当		○ ※3
	週休2日の導入等の休日拡大に伴う休業（労働日数の減少）に対して支給される手当	○	

※3 工事に従事していない期間に支給されるものであり、工事費積算に含まれないため。

- ・有給休暇手当を支給している場合は、④有給休暇手当の説明に従い記入してください。（休業手当欄には記載しないでください。）

基準内手当・基準外手当の判断

④ 有給休暇手当

手引きP. 28

日給制または出来高給制の労働者が有給休暇を取得した場合に支払った手当。

主な手当名称	手当の内容	基準内手当	基準外手当
有給休暇手当	日給制または出来高給制の労働者が有給休暇を取った場合に支給される手当 ※調査票では、手当の欄でなく、基本給または出来高給の欄に加算して記入してください。	（基本給又は出来高給として加算してください）	－

- ・日給制または出来高給制の労働者が有給休暇を取った場合に支給された有給休暇手当は、基準内手当となります。調査票記入上は、手当の欄ではなく、基本給または出来高給の欄に加算して記入してください。

基準内手当・基準外手当の判断

⑤ 本来は経費にあたる手当

手引きP.28

労働者個人持ちの工具・車両の損料、労働者個人が負担した旅費等、本来は賃金ではなく、経費の負担に該当する手当。

主な手当名称	手当の内容	基準内手当	基準外手当
工具手当	潜水土の個人持ち潜水器（潜水服、靴、カブト、ホース等）の損料として支給される手当	○	
	労働者個人持ちの工具損料として支給される手当		○ ※4
車両手当	労働者個人持ちのダンプ等の車両損料・燃料費等として支給される手当		○ ※5
遠隔旅費手当	遠隔地の工事等で、労働者個人が立替払いした旅費の支弁にあたる手当		○ ※4
運転手当 (送迎車運転手当)	労働者の送迎用車両の運転に対する運転手当		○ ※4
赴任等手当	労働者の赴任、帰省等に対して支給される手当(一時金)		○ ※4
研修手当	労働者の技能向上のために行われる研修期間の日当保証、研修参加への奨励に対して支給される手当		○ ※4
携帯電話手当	業務連絡のための携帯電話の通話料に対して支給される手当		○ ※4

※4 積算においては現場管理費等に含まれるため。

※5 積算においては機械経費に含まれるため。

基準内手当・基準外手当の判断

手引きP. 28

- ・ 工事費の積算では、設計労務単価に含めている潜水土の個人持ち潜水器（潜水服、靴、カブト、ホース等）の損料を除き、作業に必要な工具損料は、経費として諸雑費（間接工事費の内の現場管理費）の中に計上されています。したがって、労働者個人持ちの工具損料として支給されている工具手当は基準外となります。
- ・ 同様に、工事の実施に必要な機械の損料や燃料費等についても、機械経費として計上しているため、労働者個人持ちのダンプ等の車両損料等として支給されている車両手当は、基準外となります。
- ・ また、遠隔地の工事等で労働者個人が立替払いした旅費の弁済に当たる手当は、工事費の積算では現場管理費等に含まれているため、基準外となります。

基準内手当・基準外手当の判断

⑥ その他の手当

手引きP.29

主な手当名称	手当の内容	基準内手当	基準外手当
現場手当	現場作業に対して支給される手当	○	
技能手当	労働者の作業の熟練度（能力）等に応じて支給される手当	○	
役付手当	勤続年数、作業の熟練度等に応じ、主任、係長といった役職に対して支給される手当	○	
	「世話役」が設けられていない職種に該当する労働者に支給される手当	○	
	「世話役」が設けられている職種で、「世話役」に該当する労働者に支給される手当	○	
	「世話役」が設けられている職種で、「一般技能労働者」に該当する労働者が世話役業務を行った場合に、その業務量（日数・時間等）に関係なく一定額支給される手当	○	
	「世話役」が設けられている職種で、「一般技能労働者」に該当する労働者が世話役業務を行った場合に、その業務量（日数・時間等）に応じて支給される手当	○	○ ※6
資格手当	職種の作業を行うのに必要な資格に対して支給される手当	○	
	職種の作業を行うのに必要でない資格であるが、資格が必要な業務を行った場合に、その業務量（日数・時間等）に関係なく一定額支給される手当	○	
	職種の業務を行うのに必要でない資格であるが、資格が必要な業務を行った場合に、その業務量（日数・時間等）に応じて支給される手当		○ ※6

4. 調査票の記入要領について

基準内手当・基準外手当の判断

⑥ その他の手当

手引きP.29

主な手当名称	手当の内容	基準内手当	基準外手当
運転手当	職種の業務を行うのに必要な車両、機械等の運転・操作・管理に対して支給される手当	○	
	職種の業務を行うのに必要でない車両、機械等の運転・操作・管理を行った場合に、その業務量（日数・時間等）に関係なく一定額支給される手当	○	
	職種の業務を行うのに必要でない車両、機械等の運転・操作・管理を行った場合に、その業務量（日数、時間等）に応じて支給される手当		○ ※6
精勤手当	1ヶ月以内の所定労働時間内の勤務成績の査定等により支給される手当	○	
	時間外、休日または深夜の勤務成績の査定等により支給される手当		○ ※7
	1ヶ月を越える期間の勤務成績の査定等によって支給される手当 ※調査票では、手当の欄でなく、臨時の給与として様式-3に記入してください。	(臨時の給与として加算してください)	—
家族手当	扶養している家族の有る労働者に支給される手当	○	
通勤手当	労働者の住居から、会社（事務所）または現場までの交通機関等の実際費用に応じて支給される手当	○	
	会社（事務所）から現場、あるいは現場から現場までの交通機関等の実際費用に応じて支給される手当		○ ※8
住宅手当	労働者が居住している住居の種類（借家、持ち家の別）や実際費用等に応じて支給される手当	○	

基準内手当・基準外手当の判断

⑥ その他の手当

手引きP.29

主な手当名称	手当の内容	基準内手当	基準外手当
単身赴任手当	単身赴任期間中に継続して支給される手当	○	
都市手当	一般に賃金水準の高い都市部での就労に対して支給される手当	○	
へき地手当	へき地での就労期間中に継続して支給される手当	○	
所得税等補助手当	法令により労働者が負担すべき所得税等（雇用保険料、健康保険料、厚生年金保険料等を含む）に対する補助として支給される手当（就業規則、雇用契約書等に支給条件が明記されている場合）	○	
除染手当	除染特別地域内で労働者が除染作業をした場合に支給される手当		○ ※6
インフレ手当	急激な物価上昇（インフレ）を背景に、従業員の生活支援を目的として支給される手当※名称及び支給方法は企業により異なります。月額手当については様式—2の手当の欄に記載ください。一時金については様式—2の手当の欄でなく、臨時の給与として様式—3に記入してください。	○	

※6 発注者が積算において見込んでいる通常の作業条件または作業内容を超えた特殊な労働に対する手当のため

※7 時間外、休日又は深夜の労働に対する割増賃金は、積算時に作業条件に応じて別途計上するため。

※8 積算においては現場管理費等に含まれるため。

4. 調査票の記入要領について

手当の逆引き

■基準内・外手当について(逆引き)

手当の基準内・外の区分にあたっては、以下の例を参考に、支給基準や支給実態等により判断して下さい。

なお、以下に示す手当の名称は一応の目安であり、同じ名称の手当でも基準内手当の場合もあれば基準外手当の場合もあります。名称のみでの判断はしないで下さい。

①現場での作業に関する手当

手当の内容	基準内手当	基準外手当	代表的な手当名称	類似の手当名称
現場作業に対して支給される手当 (分類した職種に関する作業に対して支払われる手当)	○		現場手当	乗船手当(船員など) 食事手当 出勤手当
坑内作業関係職種の労働者が坑内作業をした場合に支給される手当	○		坑内手当	危険手当 トンネル手当
坑外作業関係職種以外の労働者が坑内作業をした場合に支給される手当		○	坑内手当	危険手当 トンネル手当
連続して休日労働した場合に支給される手当		○	突貫手当	残業手当 深夜手当 休日手当
時間外、休日または深夜の労働に対して支給される手当		○	残業手当	深夜手当 休日手当 代替手当

②休業に関する手当

手当の内容	基準内手当	基準外手当	代表的な手当名称	類似の手当名称
悪天候や発注者の工事中止命令等の不可抗力による休業に対して支給される手当	○		休業手当	荒天手当 調整手当 雨天(休業)手当
仕事がないために労働者を休業させた場合に支給される手当		○	休業手当	調整手当
日給制または出来高給制の労働者が有給休暇を取った場合に支給される手当		—	有給休暇手当	

③職能に関する手当

手当の内容	基準内手当	基準外手当	代表的な手当名称	類似の手当名称
労働者の作業の熟練度(能力)に応じて支給される手当	○		技能手当	技術手当 資格手当 潜水手当 クレーン手当
「世話役」が設けられている職種で、「世話役」に該当する労働者に支給される手当	○		役付手当	職長手当 管理職手当 監督手当 主任手当
「世話役」が設けられている職種で、「一般技能労働者」に該当する労働者が世話役業務を行った場合に、その業務量(日数・時間等)に関係なく一定額支給される手当	○		世話役手当	管理手当 役職手当
「世話役」が設けられていない職種で、「世話役」に該当する労働者に支給される手当	○		世話役手当	
「世話役」が設けられている職種で、「一般技能労働者」に該当する労働者が世話役業務を行った場合に、その業務量(日数・時間等)に応じて支給される手当		○	役付手当	世話役手当

手当の内容	基準内手当	基準外手当	代表的な手当名称	類似の手当名称
分類した職種の作業を行うのに必要な資格に応じて支給される手当	○		資格手当	奨励手当 職能手当 火薬手当 オペレータ手当 検定手当
分類した職種の作業を行うのに必要でない資格であるが、有資格者が資格が必要な業務を行った場合に、その業務量(日数・時間等)に関係なく一定額支給される手当	○		資格手当	
分類した職種の作業を行うのに必要でない資格であるが、有資格者が資格が必要な業務を行った場合に、その業務量(日数・時間等)に応じて支給される手当		○	資格手当	

④車両の運転に関する手当

手当の内容	基準内手当	基準外手当	代表的な手当名称	類似の手当名称
分類した職種の作業を行うのに必要な車両、機械等の運転・操作に対して支給される手当	○		運転手当	安全手当 無事故手当 車両手当 重機回送手当 同乗手当
分類した職種の作業を行うのに必要でない車両、機械等の運転・操作を行った場合に、その業務量(日数・時間等)に関係なく一定額支給される手当	○		運転手当	送迎手当 高速手当
労働者の送迎用車両の運転に対する手当(工事用重機の運転ではない)		○	運転手当	
分類した職種の作業を行うのに必要でない車両、機械等の運転・操作を行った場合に、その業務量(日数・時間等)に応じて支給される手当		○	運転手当	

⑤工具損料等に関する手当

手当の内容	基準内手当	基準外手当	代表的な手当名称	類似の手当名称
潜水士の個人持ち潜水器損料として支給される手当	○		工具手当	
労働者個人持ちの工具損料として支給される手当		○	工具手当	工具損料
労働者個人持ちのダンプ等の車両損料、燃料等として支給される手当		○	車両手当	マイカー手当

⑤勤務成績に関する手当

手当の内容	基準内手当	基準外手当	代表的な手当名称	類似の手当名称
1ヶ月以内の所定労働時間内の勤務成績の査定等により支給される手当	○		精勤手当	皆勤手当 勤務評価手当 奨励手当
時間外、休日または深夜の勤務成績の査定等により支給される手当		○	精勤手当	勤務評価手当 奨励手当
1ヶ月を超える期間の勤務成績の査定等により支給される手当	※臨時の給与	—	精勤手当	皆勤手当 勤務評価手当 奨励手当

⑥交通費に関する手当

手当の内容	基準内手当	基準外手当	代表的な手当名称	類似の手当名称
労働者の住居から、会社(事務所)または現場までの交通機関等の実際費用に応じて支給される手当	○		通勤手当	交通費 運転手当 定期代
会社から現場、あるいは現場から現場までの交通機関等の実際費用に応じて支給される手当		○	通勤手当	交通費 運転手当 車手当
遠隔地での工事等で、労働者個人が立替払いした旅費の支弁に当たる手当		○	遠隔旅費手当	出張手当 単身(赴任)手当

⑦その他の手当

手当の内容	基準内手当	基準外手当	代表的な手当名称	類似の手当名称
扶養している家族のある労働者に対して支給される手当	○		家族手当	扶養手当 養育手当
労働者が居住している住居の種類(借家、持ち家の別)や実際費用等に応じて支給される手当	○		住宅手当	借り上げ手当 持ち家手当
単身赴任期間中に継続して支給される手当	○		単身赴任手当	別居手当 赴任手当
労働者の赴任、帰省等に対して支給される手当(一時金)		○	赴任等手当	単身(赴任)手当
一般に賃金水準の高い都市部での就労に対して支給される手当	○		都市手当	物価手当 地域手当
へき地での就労期間中に継続して支給される手当	○		へき地手当	山間地手当 地域手当 遠隔手当
法令により負担すべき所得税(雇用保険料、健康保険料、厚生年金保険料等を含む)に対する補助として支給される手当(就業規則、雇用契約書等に支給条件が明記されている場合)	○		所得税補助手当	保険手当 調整手当 基本給補助手当
労働者の技能向上のために行われる研修の期間の日当保証、研修参加への奨励に対して支給される手当		○	研修手当	出張手当 講習手当
業務連絡のための携帯電話の通信料に対して支給される手当		○	携帯電話手当	通信手当 電話代

確認資料の添付について

- ・ 労務費調査の手引き P.20～22を参考に確認資料の添付をお願いします。

4. 調査票の記入要領について

提出いただく確認資料（1 / 3）

	資 料 名	摘 要
①	就業規則、給与規定又は雇用契約書（雇入通知書、労働条件通知書も可） 変形労働労使間協定書（一ヶ月超単位の変形労働時間制の場合のみ）	所定労働日、休日及び所定労働時間、並びに支払い賃金の根拠となる資料（出来高給制についてはその根拠となる資料）
②	手当の支給に関する資料（手当を払っていた場合のみ）	各種手当の内訳及び支給基準が明確となる資料で、同じ名称の手当でも企業によって内容が異なる場合が多いため、手当の内容及び支給基準を確認する資料
③	賃金台帳、賃金日計表	法定福利費控除額が確認できる資料
④	退職金の支給が確認できる資料（退職金の支給があった場合のみ）	所得税の納付資料等、退職金の支給額が確認できる資料
⑤	作業日報（調査月分）	従事した工事現場の別、作業内容等が確認できる資料
⑥	出勤簿（過去1年分）、年次有給休暇管理簿等	日々の労働の有無や労働時間、有給休暇の取得状況等、就労の実態を証明する資料

4. 調査票の記入要領について

提出いただく確認資料（2 / 3）

	資 料 名	摘 要
⑦	健康保険・年金保険被保険者報酬月額算定基礎届もしくは同決定通知書	令和6年分の報酬月額算定基礎届もしくは同決定通知書
⑧	事業所の社会保険加入状況が確認できる資料（雇用保険・健康保険・厚生年金保険に加入している場合のみ）	雇用保険被保険者資格取得届、同確認通知書、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、同決定通知書 等事業所番号の確認ができる資料
⑨	免許証もしくは資格証等（免許等の資格保有を義務づけられている職種のみ）	下記の職種の労働者については免許証又は資格証等を提出 電工、運転手（特殊）、運転手（一般）、 潜水土、交通誘導警備員A・B
⑩	見積書	法定福利費の内訳明示状況の根拠となる資料
⑪	請負代金内訳書（請負額における法定福利費の内訳がわかる資料であれば契約書や注文請書も可）	法定福利費の内訳明示状況の根拠となる資料

4. 調査票の記入要領について

提出いただく確認資料（3 / 3）

	資 料 名	摘 要
⑫	在留資格が確認できる資料（外国人建設就労者又は特定技能外国人が調査対象に含まれる場合のみ）	雇用契約書（在留資格が記載されている場合のみ）、在留カードの写し、外国人材の受入報告書、外国人雇用状況届出 等、外国人材の在留資格が確認できる資料
⑬	建設キャリアアップシステムに関する確認資料（建設キャリアアップシステムに登録している場合のみ）	建設キャリアアップシステムへの登録と技能レベル・判定分野（レベル2・3・4の場合のみ）が確認できる資料 レベル1：建設キャリアアップカードのコピー レベル2・3・4：レベル判定結果通知書
⑭	一人親方に関する確認資料（一人親方のみ）	手引き P.99「参考資料－6 一人親方について」に記載された資料
	提出資料の直前チェックリスト	
	対象企業名簿、施工体系図（元請企業のみ）	